

3.

国際シンポジウム・ セミナー

2017 年度 国際シンポジウム・
セミナー概要

主催国際シンポジウム詳細

主催シンポジウム詳細

主催 IGS セミナー詳細

共催イベント

後援シンポジウム

▶ 2017 年度 国際シンポジウム・セミナー概要

専門性の高い学際的なイベントを広く一般に公開

2017 年度も、IGS では精力的にシンポジウム、セミナー開催に取り組んだ。テーマやゲストスピーカーの顔ぶれもより多彩になっている。ドキュメンタリー映画上映を含むセミナーではゲストに映画製作者を、生殖領域シリーズのセミナーでは生殖医療技術により生を受けた当事者を招き、研究所所属研究者を交えて、専門性の高い対話が展開されている。過年度から継続実施されている「政治とジェンダー」をテーマとするものはもとより、新しく男性学や幼児教育を取り上げたセミナーも、学内外から多くの参加者を集めている。こうしたことから、本研究所事業の成果が効果ある形で社会還元され、男女共同参画社会の実現に資するという社会的要請に応えることが出来ていると実感している。国際シンポジウム企画は国際的なジェンダー研究ネットワーク構築に直結しており、理論的考察を中心にした研究面での成果の大きいセミナー企画も少なからずあるなど、シンポジウムやセミナーの開催は、研究ネットワークの構築と日本のジェンダー研究の発展に、確実に貢献しているといえる。

IGS 主催 国際シンポジウム

	イベント名	参照
	国際シンポジウム 最も幸せな国のジェンダー平等：ノルウェーのジェンダー研究とファミリー・ライフ・バランス Gender Equality in the Happiest Country: Gender Research and Family-Life Balance in Norway	50 頁
	国際シンポジウム（特別招聘教授プロジェクト） デモクラシーのポスターガール：冷戦期日本のミスコン女王とファッションモデル Democracy's Poster Girls: Beauty Queens and Fashion Models in Cold War Japan	54 頁
	国際シンポジウム 女性の政治参画を阻む壁を乗り越える：韓国・台湾におけるクォータ、政党助成金、候補者発掘 Overcoming hurdles to women's political representation: Gender quotas, public party funding and candidate recruitment strategies in Korea and Taiwan	57 頁
	国際シンポジウム（特別招聘教授プロジェクト） 日本における独身、ひとり暮らし、ワーク・ライフ・コンフリクト Singlehood, Living Alone and Work-Life Conflict in Japan	60 頁

IGS 主催 シンポジウム

イベント名		参照
	シンポジウム 女性による女性のための経済学事始め 主催：お茶の水女子大学生生活社会科学研究会、ジェンダー研究所	63 頁

IGS 主催 IGS セミナー

イベント名		参照
	IGS セミナー（「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会） 『不思議なクニの憲法』上映会 〔2017 年度 第 1 回「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト〕	66 頁
	IGS セミナー（生殖領域シリーズ 1） AID 出生者のドナー情報を得る権利 〔生殖医療で形成される多様な家族と当事者のウェルビーイングを考える研究会〕	68 頁
	IGS セミナー（「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会） 世論調査において「改憲」は何を意味するか 〔2017 年度 第 2 回「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト〕	70 頁
	IGS セミナー（「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会） 『首相官邸の前で』上映会&トーク 〔2017 年度 第 3 回「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト〕	72 頁
	IGS セミナー（特別招聘教授プロジェクト） The Size of History Small Worlds, Big Worlds, and the People Caught in Between （歴史のサイズ：小さな世界、大きな世界、その間の人々）	74 頁
	IGS セミナー（「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会） リベラルな国際秩序とアメリカ 〔2017 年度 第 4 回「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト〕	76 頁

IGS 主催 IGS セミナー

	イベント名	参照
	IGS セミナー 「合理的配慮」をめぐって	79 頁
	IGS セミナー（「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会） 日本の国会議員アンケートから見た議員行動とジェンダー 〔2017 年度 第 5 回「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究プロジェクト〕	82 頁
	IGS セミナー（生殖領域シリーズ 2） 中東イスラーム諸国における不妊と生殖医療：エジプトとイランを例に 〔生殖医療で形成される多様な家族と当事者のウェルビーイングを考える研究会〕	84 頁
	IGS セミナー ヨーロッパにおける家庭科教育の現状	87 頁
	IGS セミナー 日本における男らしさの表象	89 頁
	IGS セミナー 北欧の幼児教育から日本を考える：政治や制度が子どもに及ぼす影響について	91 頁
	IGS セミナー（特別招聘教授プロジェクト） Are Market Conditions Better in Achieving Gender Equality than Politics? Abe's 'Womenomics' and Beyond （経済効果は政策よりもジェンダー平等達成に有効か？：安倍政権の「ウーマノミクス」以降）	93 頁
	IGS セミナー 性と『ほんとうの私』～ナラティヴとしての生物学的本質主義	95 頁

IGS 共催・後援シンポジウム

	イベント名	参照
	シンポジウム（共催） 日本フェミニスト経済学会 2017 年度大会 主催：日本フェミニスト経済学会 共催：お茶の水女子大学ジェンダー研究所	97 頁
	第 20 回全国シェルターシンポジウム（後援） No More Violence（ノーモア暴力）～DV・性被害・差別・貧困の根絶 主催：NPO 法人全国女性シェルターネット、第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京 実行委員会	98 頁
	お茶の水女子大学附属高校ジェンダー啓発イベント（後援） What is GENDER？ 未来を作るのは私たち 高校生による国連 SDGs 達成のための世界におけるジェンダー啓発イベント 主催：お茶の水女子大学附属高等学校 SGH（スーパーグローバルハイスクール）2 年 総合的な 学習の時間：持続可能な社会の探究 1「国際協力とジェンダー」	99 頁

▶ 2017 年度 主催国際シンポジウム詳細

IGS 国際シンポジウム

最も幸せな国のジェンダー平等

ノルウェーのジェンダー研究とファミリー・ライフ・バランス

【日時】2017 年 4 月 25 日（火）15:00～17:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 大会議室

【司会】石井クンツ昌子（お茶の水女子大学教授／IGS 所長）

【開会挨拶】

トム・クナップスクーグ 駐日ノルウェー王国大使館参事官
カーリ・メルビー ノルウェー科学技術大学（NTNU）副学長
猪崎弥生 お茶の水女子大学副学長

【報告】

カーリ・メルビー（ノルウェー科学技術大学副学長）

「ノルウェーおよび NTNU におけるジェンダー平等」

プリシラ・リングローズ（ノルウェー科学技術大学教授）

「ノルウェーの（ジェンダー）平等のパラドクス」

グロ・クリステンセン（ノルウェー科学技術大学准教授）

「ノルウェーのジェンダー平等とファミリー・ライフ・バランス」

【コメンテーター】

石井クンツ昌子（お茶の水女子大学教授／IGS 所長）

小玉亮子（お茶の水女子大学教授／IGS 研究員）

【主催】ジェンダー研究所

【協力】ノルウェー王国大使館

【言語】日英（同時通訳）

【参加者数】113 名

【成果刊行】IGS Project Series No.14

【趣旨】

ノルウェーは、国連の 2017 年世界幸福度ランキングで 1 位となった。また、世界経済フォーラムが作成しているジェンダー・ギャップ指数においても常にトップクラスに位置し、ジェンダー平等先進国として知られている。ジェンダー研究者は、そのようなノルウェーのジェンダー平等とファミリー・ライフ・バランスをどのように分析しているのだろうか。また、幸福度ランキング 51 位、ジェンダー・ギャ



ップ指数 111 位である日本との相違点は何なのか。本シンポジウムでは、これらの論点を、ノルウェーと日本の研究者の対話から探る。

【開催報告】

本シンポジウムは、駐日ノルウェー王国大使館の仲介により、ノルウェー科学技術大学（NTNU）ジェンダー研究センターとお茶の水女子大学ジェンダー研究所との将来的な研究連携を目指して企画されたものである。開会挨拶では、大使館のクナッブスーク参事官、NTNU のカーリ・メルビー副学長、本学の猪崎弥生副学長より、それぞれの立場から、このシンポジウムをきっかけに両機関の協力関係が結ばれることへの期待が述べられた。プログラムは、ノルウェーのジェンダー研究者による研究報告に対し、日本のジェンダー研究者がコメントを述べ討論するという構成で進められた。

最初の報告は、NTNU 副学長カーリ・メルビー氏による「ノルウェーおよび NTNU におけるジェンダー平等」である。日本から見ればジェンダー平等先進国であり、それをナショナル・アイデンティティともしている状況であるが、ノルウェー国内では、さらなる平等推進が求められている。学術界における平等達成もその一つである。例えば、NTNU の理系職の女性比率は 40%に達するが、教授の女性比率は 24%であり、上級職で女性比率が低くなりがちである点は日本同様である。NTNU の役員会については、少数性別グループが 40%を下回らないよう規定するなど、全ての管理職レベルでジェンダー・バランスが保たれることを目標にしている。

また、同じ理系でも分野により女性比率が異なることから、女性比率の低い学部には、特に女性人材育成のための奨学金制度を設けるなどしており、長期的な視点での人材育成、採用計画を進めている。ジェンダー平等推進のための年間予算額は 475,000 ユーロ（約 5,600 万円）であり、ノルウェー・リサーチ・カウンシルからのジェンダー・バランス向上助成金も獲得している。過去 10 年間の経験と成果から、ジェンダー・バランス実現には、現状について細かく調査し、関係者がこの問題について学習し、包括的な施策をするといった、組織全体での取り組みが必要と理解したという。

それに続く、NTNU ジェンダー研究センター教授、プリシラ・リングローズ氏の発表「ノルウェーの（ジェンダー）平等のパラドクス」では、ノルウェーのジェンダー平等推進の歴史と現代の課題、そして研究センターで取り組んでいる研究プロジェクトについて報告された。福祉国家制度構築と並行して国家フェミニズムを推進してきたノルウェーでは、1970 年代に女性の労働参加率が急上昇し、その状況が継続している現在も、小さな子どものいる母親の就業率は 83%と高い。しかし、その内容を細かく見ると、職業の選択や公民の別に「水平の職業分離」とよばれる男女差があることがわかる。例えば、女性は公共部門、そして教育、保健、行政に多く、男性は、民間部門、製造、建築、運輸業に集中している。これが高等教育の専攻選択にも反映されており、福祉分野の学位の女性比率は 83%だが、コンピュータ関連では 20%となっている。

共働きも父親の育児参加もごく当たり前のことになってはいるが、一日のうち家事に費やす時間は女性が 4 時間、男性が 2 時間。育児では女性が 6 時間、男性



は4時間と、家事負担に男女格差がある。また、家事を平等に分担する近代的なカップルの方が離婚率が高くなるというパラドクスも存在するという。

センターで実施されているジェンダー研究は、学際的でテーマも多様である。例えば、女性経営者の服装についての研究では、リーダーとして認められている女性は、伝統的に女らしいとされている装いをする傾向が明らかにされた。また、近年ノルウェー社会の関心を集めている移民に関する研究も進めており、次の登壇者であるグロ・クリステンセン准教授がこのテーマについての報告を引き継いだ。

クリステンセン氏は、研究報告「ノルウェーのジェンダー平等とファミリー・ライフ・バランス」の冒頭で、祖母、母、自分の生き方の比較からノルウェーの女性の生き方の変遷をたどり、70年代生まれである自分たちの世代は、共稼ぎも男女ともに子育てに携わることも、当たり前と考えていると説明した。

現在のワーク・ライフ・バランス達成の背景には、移住家事労働者があり、そのことが孕む社会課題があるという。例えば、ホームクリーニング従事者は東欧出身の女性を中心である。この産業はグレー・マーケットであり、有償といえども低賃金で、労働法に守られていない就労状況であることが多い。住み込みで子どもの世話を中心とした仕事をするオペアは、もともとは文化交流事業であったが、近年はフィリピンからの出稼ぎが多く、彼女らは収入を本国に送金して家族を支えている。つまり、ノルウェーのジェンダー平等な共稼ぎモデルは、グローバルな不平等と人種的な階層構造によって実現されているものとも言える。移住女性労働者の雇用が、彼女たちのエンパワメントにつながるという可能性も同時に存在するが、ひとつの社会の平等が別の不平等に依存して達成されるという矛盾がそこにある。有償労働サービスの活用は、ジェンダー平等をお金で買っていることにつながるという点においても、平等な福祉社会の理想に合致しない面があることが指摘された。

お茶の水女子大学ジェンダー研究所長である石井クンツ昌子氏のコメントでは、ノルウェーと日本のジェンダー平等状況の違いについては、両国社会が目指すジェンダー平等は同じモデルであり、異なるのはその達成度であるという理解が示された。しかしながら、日本においては「ジェンダー」という語の浸透度が低く、むしろ使用が避けられていること、政府は「ジェンダー平等」に代わって、「男女共同参画」という語を好んで使用することから、「平等」の意味がノルウェーと同じようには理解されていないなど、アプローチに違いがあることが説明された。

育児や家事を分担する夫婦ほど離婚の可能性が高くなることについては、日常生活の中での対立が多いためであるという分析が、自らの調査結果に基づき示された。その他、研究センターでの研究成果の一般社会への還元はどのように行われているのか？ノルウェーの親たちはワークとライフの優先順位付けをどのようにしているのか？といった質問が提示された。



結びとして、同じジェンダー平等モデルを目指しているとは言っても、ノルウェーの方法をそのまま日本に持ってきて上手くいくということではなく、互いの文化や歴史的な違いを踏まえた比較研究を進めることで、互いに学び合えることが多くあるだろうと、今後の研究交流への期待が述べられた。

小玉亮子教授からは、まず、本学のジェンダー平等状況は、教員全体の女性比率 48.3%と、全国数値 25%と比して、とても高い達成率となっていることが説明された。日本においても、男女の専攻選択の違いなどはノルウェー同様存在するが、理学部を含む総合大学である本学は、大学界でのジェンダー平等達成のフロントランナーとして努力したいという抱負が語られた。

リングローズ氏の報告で語られた、ノルウェー社会はジェンダー平等およびセクシュアリティ平等について進んだ理念をもつにも拘らず、異文化社会からの移民に対しては同様の包摂が進んでいないという現状については、驚きが示された。多様化社会実現にあたっては、法により付与される「権利」のみならず、文化的差別的解消など、他にも考えなくてはいけないことがあるのではないか、という疑問が投げかけられた。

また、クリステン氏の報告に対しては、ノルウェーでは、家族意識が強く、家の中での子どものウェイトが大きいと読み取れたことから、その背後には、日本にもあるような、伝統的家族主義や母親性への意識の強さがあるのではないかと指摘があった。最後に、この場において提起された多くの論点について、長期的に両機関の研究者で議論することへの期待が示された。

日本側研究者の発言に続き、ノルウェー研究者からは、コメントへのリプライや質問への回答があり、議論が進められた。本シンポジウムは、互いの国のジェンダー平等状況についての理解を深めると同時に、両機関の研究協力から新たな知見が得られる可能性を見出す機会となった。シンポジウム企画と並行して、両大学間の協定締結手続きも進捗しており、今後の関係発展が予見される。

記録担当：吉原公美（IGS 特任リサーチフェロー）



IGS 国際シンポジウム（特別招聘教授プロジェクト） デモクラシーのポスターガール 冷戦期日本のミスコン女王とファッションモデル

【日時】2017年6月2日（金）18:30～20:30

【会場】共通講義棟2号館101室

【コーディネーター】

ラウラ・ネンツィ（IGS 特別招聘教授／テネシー大学教授・米）

【基調講演】

ジャン・バーズレイ（ノースカロライナ大学チャペルヒル教授・米）

【ディスカッサント】

Mary A. Knighton（青山学院大学教授）

坂本佳鶴恵（お茶の水女子大学教授）

【主催】ジェンダー研究所

【言語】日英（同時通訳）

【参加者数】86名

【成果刊行】IGS Project Series 15



【趣旨】

冷戦初期の日本でもてはやされたアメリカ式のミス・コンテストは、モデルとしてのキャリア、国民的栄誉、そしてにわか有名人となることのスタート地点であった。1950年代、水着やティアラというお決まりの装束のミスコン女王のイメージは、文化的理想像かつアメリカ化が持つ魅力と危険への警告となった。ミスコン女王の成功は、1950年代の日米の外交および商業的同盟や、新たな女性たちの自由の受容について、何を物語っているのか？身体多様性を認めつつ再び人気を取り戻した今日のミスコンのありようは、日本人のアイデンティティ、ジェンダーそして労働について、何を示しているのだろうか？

【開催報告】

ジャン・バーズレイ氏の基調講演では、まず、1950年代以降に盛んになったビューティー・コンテストが、冷戦下の国際社会における政治および経済的戦略の一部であったことが明らかにされた。特にアメリカで開催された国際コンテストは、パクス・アメリカナ（超大国アメリカの覇権による世界平和）とアメリカの商業力の華やかな宣伝であった。また、女性たちが自身の美を武器にステージに立つコンテスト形式は、女性たちのエンパワメントのためのプロジェクトとも見られていた。特に水着審査では、皆が同じシンプルな水着を着用することで、「自由で現代的な」女性の身体が表現された。

1953年のミス・ユニバース大会では、ミス日本の伊東絹子が3位入賞となり、国内メディアは伊東が日本に栄冠をもたらしたことを称賛した。帰国後の伊東はファッションモデルとして人気を高めた

が、それがいつまでも続いたわけではない。身長と気位の高さが日本にそぐわないというようなことを言われ、現代的として評価を得ていた面が、一転してアメリカ化の危険性を象徴するものと見做されるようになった。

1959 年に児島明子がミス・ユニバースで優勝した際も同様に、賞賛からバッシングへの推移が見られた。海外で日本人女性がもてはやされることは、日本人男性にとっては劣等感を抱かせることにもつながっており、ミス・コンテストでの日本代表の成功は、同時に、女性性と男性性といった、既存のジェンダー概念を大きく揺さぶる出来事であった。

平成時代においても、ビューティー・コンテストは盛んに開催されている。優勝者が、「日本人らしくなさ」を理由にたたかれることはいまだにあり、また、ミックス・ヘリテージ（混血）の女性が国代表を務めることへの異議も声高に唱えられている。とはいえ、平成クイーンたちは、冷戦期のクイーンたちよりも積極的に大望を語り、そこにプライドを持ち、他の女性たちにも、積極的に社会活動に参加するよう呼び掛けている。

しかし、参加女性にとってはエンパワメントとなるコンテストであっても、その他の女性たちのエンパワメントを前進させる社会的装置にはなっていない。また、ビューティー・コンテストが、女性を見世物にし、画一的な美の基準を押し付ける場であるというフェミニズムからの批判は、初期から今に至るまで聞かれている。華やかな舞台の後ろには、政治、経済、文化や社会課題を含む、複雑な背景があるのだ。

Mary A. Knighton 氏のコメントでは、軍事、バービー人形、ページェントと抗議という 3 点に焦点が当てられた。軍事の面では、冷戦期が戦後という時代であり、敗戦とアメリカによる占領や政治的指導、基地の存在、アメリカが東および東南アジアで行った戦争により日本が経済的利益を得たことが、日本人男性の自信喪失と委縮をもたらし、その反面で、女性是人権とセクシュアリティや消費の面での自由と解放を手にしたという議論が紹介された。アメリカに従属する日本、そしてアメリカ人男性と日本人女性という組み合わせから、戦後の日米関係を日本のフェミニン化という比喻で分析する議論もあり、ジェンダー構造としてみることも出来る。

次に、バービー人形については、これがビューティー・コンテストで評価される体形のモデルであることが示された。バービーにはケンというボーイフレンドがいるが、むしろ軍人をモデルにした GI ジョーの方が、文化的なカウンターパートであり、軍事的な男らしさと、完璧な身体の主婦という組



み合わせが、当時のアメリカ社会の理想となっていた。リカちゃん人形は、日本版バービーであり、このモデルとなったのが、白人男性の父と日本人の母を持つ、いわゆる日本人離れした容姿を持つ少女であったことは、前出の日米の軍事的ジェンダー関係と表裏一体であるといえる。

最後に、ビューティー・コンテストのペ

ージェントのように、女性が華やかに装って公の場にでることと、女性運動の親和性が解説された。女性がステージ中央に立つだけでトラブルメーカーとされた時代であった 1913 年、ワシントン DC の女性参政権デモで、アイネズ・ミルホランドは、白いドレスを着て白い馬に乗るという目立つ装いで行進をリードした。これは、ジャンヌダルクを模した行動である。近年、トランプ政権に反対する女性たちが、そろいのピンクのプッシーハットを被って行進したのも、これに連なる、ファッションを社会運動の象徴として使った例である。女性がステージに堂々と立って自分を表現することの意義が、こうした歴史を振り返ることからもうかがえる。

これに続く坂本佳鶴恵氏のコメントでは、日本におけるビューティ・クイーン・バッシングとミス・コンテスト批判、そして美智子妃報道についての分析が示された。まず、1950 年代のバッシングの背景には、先進国の男性と発展途上国の女性という組み合わせが、国同士の上下関係の中で、途上国日本の男性が抱く、アメリカへの憧れと嫉妬の混じった感情があるとみることが出来る。しかし、日本がアメリカと肩を並べる先進国とみられるようになった、2000 年代のビューティ・クイーンたちへのバッシングには、同じように見えて違う点があるのではないかと疑問が呈された。ミス・コンテスト参加にむけて女性美を目指すことは、最初は社会のジェンダー規範とは対立せず称賛されるが、ミスコン・クイーンたちがその成果をモデル業など仕事に活用していくと、結婚して家庭にはいるという規範と矛盾していく。このため、保守的な女性たちからは裏切りと見做される可能性がある。また、西洋化には排外主義的な反発もあると思われ、2000 年代のバッシングには、こうした要素のほうが強いのではないかという分析である。

ミス・コンテストへのフェミニストからの批判では、男性が決める基準により女性が査定されることのほか、生まれながらの美という生得的属性が審査対象となること、また、他の能力よりも美という基準が優先されることが問題視されてきた。しかし、今日の多様化したコンテストでは、美以外の個性や工夫が審査対象となったり、ミス・コンテストですら、美を獲得するための努力の必要性が強調され、業績が評価されるように変化してきていると理解できる。

美智子妃報道については、以前は皇室女性は外見や流行にこだわらないことが強調されていたのに対し、婦人雑誌が美智子妃のファッションを取り上げるようになったなどの変化がある。皇室女性を、母、専業主婦、おしゃれをする女性の手本にするという、新たな位置づけが見られるようになった。こうしたことから、1950～60 年代が戦後の女性のエンパワメントの始まりであったことがわかるが、同時に、現代は、そこからも大きな変化を遂げているのではないかと示唆で、コメントは締めくくられた。

続く質疑応答においても、現代のミスコンを巡る討論が続き、全体を通して充実した議論が展開された。また、開演前に、客席を歩いて聴衆のひとりひとりに声を掛けるバーズレイ氏の姿がとても印象的であった。そこで言葉を交わすことで、聴衆も、教授その人とシンポジウムへの興味が高められたことと思われる。そのバーズレイ氏を、2018 年度にジェンダー研究所の特別招聘教授として迎えることが決定しており、本テーマについて、さらに議論を深める機会を持つことが期待される。



記録担当：吉原公美（IGS 特任リサーチフェロー）

IGS 国際シンポジウム

女性の政治参画を阻む壁を乗り越える

～韓国・台湾におけるクォータ、政党助成金、候補者発掘

【日時】2018 年 1 月 26 日（金）14:00～17:10

【会場】本館 306 号室

【開会挨拶／ファシリテーター】申琪榮（IGS 准教授）

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【報告】

楊婉瑩（国立政治大学・台湾）

「台湾の政党候補者発掘と公認戦略」

李珍玉（西江大学・韓国）

「韓国政治の男性優位性の持続に対するフェミニスト制度分析
—第 20 回国会を中心に—」

權修賢（慶尚大学・韓国）

「政党助成金における女性政治発展基金の運用の現況と問題、
そして代案」

【ディスカッサント】

三浦まり（上智大学）

大山礼子（駒澤大学）

グレゴリー・ノーブル（東京大学）

【主催】ジェンダー研究所「東アジアにおけるジェンダーと政治」研究会

【言語】日英韓（三カ国語同時通訳）

【参加者数】55 名

【趣旨】

日本、韓国、台湾は東アジアの民主主義国家として共通点が多いが、女性の政治参画においては違いが際立つ。三カ国とも国政選挙に小選挙区・比例代表の並立制を実施しているが、日本の女性議員は衆議院の一割と極めて少ないのに対して、韓国は二割弱、台湾は四割弱とパリテ（男女均等）に近づいた（2018 年 1 月時点で、日本 10.1%、韓国 17%、台湾 38%）。韓国と台湾で女性議員が増えたのは、2000 年代に導入した比例代表におけるクォータ制の影響が大きい。しかし、クォータ制は女性の政治参画を促す万能策であっただろうか？クォータ制は、なぜ、韓国と台湾で効果が異なったのか？クォータを補うためにどのような試みがあったのか？また、女性候補者の増加以外にクォータ制が政治にもたらした変化とは何だったのか？クォータ制がもたらす変化と課題について韓国と台湾の事例から学び、日本の女性代表性の現状を考える機会としたい。



【開催報告】

同じ東アジアの民主主義国家でありながら、女性の政治参画の水準やスピードに差がある日本、韓国、台湾。違いをもたらした要因は何なのか。お茶の水女子大学ジェンダー研究所は2018年1月26日、韓国と台湾の研究者を招き、女性の政治参画に関するシンポジウム「女性の政治参画を阻む壁を乗り越える～韓国・台湾におけるクォータ、政党助成金、候補者発掘」を開催。3カ国の現状を分析し、女性の代表性を高めるために必要な取り組みについて議論した。

冒頭、同研究所の申琪榮氏が、「日本でもいよいよ、女性の政治参画を進める法律が成立直前まで来た」と紹介し、「クォータ制はすでに100カ国以上が取り入れているが、クォータ制があっても韓国の女性政治家比率は低く（17%）、台湾は高い（38%）。なぜなのか」と問題提起した。

台湾、韓国における女性政治家選出のダイナミズム

報告ではまず、楊婉瑩 [ヤン・ワンイン] (台湾国立政治大学) 氏が、台湾の政党による候補者発掘と公認戦略について発表した。

台湾では2005年に立法院の選挙制度改革があり、中選挙区比例代表並立制から小選挙区比例代表並立制に移行した。同時に、クォータ制を選挙区から比例区に移した。女性団体は「小選挙区制だと女性が当選しにくくなる」と反対したが、必ずしもそうはならなかった。

政党間で比較すると、1992年から2016年までの8回の立法院選挙のうち、2回を除いて国民党の方が民進党よりも女性の公認率が高かった。公認方法を比較すると、国民党は政党本部による中央集権的な公認方法、民進党は予備選などの“民主主義的な”公認方法を採用している。選挙制度改革後は両党とも政党本部が公認を行うケースが増え、女性の公認候補者が増加した。

つまり、楊氏によると、「政党本部がジェンダー・バランスに配慮した候補者リストを作ることで女性政治家が増えており、政党内の民主主義が必ずしも女性にとって有利とは限らない」という興味深い分析結果が出た。

權修賢 [クォン・スヒョン] (韓国慶尚大学) 氏の報告は、韓国の政党助成金における「女性政治発展基金」の運用に焦点を当てた。韓国では、女性の政治進出を後押しする制度は、クォータ制と女性候補者推薦補助金、女性政治発展基金の3本柱からなる。女性候補者推薦補助金は、小選挙区に女性候補者を推薦する政党に支給される。また、政党は政党交付金の10%以上を女性政治発展基金に支出しなければならない。

權氏は、各政党の女性政治発展基金の運用を分析した結果から、①基金の支出に占める人件費の割合が大きすぎる、②女性政治家養成への支出が縮小し、体系的なトレーニングもない、③政党の女性担当部門の地位が低く、特徴のある女性政策を作れない、と分析。制度があっても政党の認識不足が女性の進出の障害になっているとして、政党内の女性のエンパワメントの重要性を強調した。

李珍玉 [リー・ジノク] (韓国西江大学) 氏は、韓国政治の男性優位の状況をフェミニスト制度分析の視点から発表した。李氏は、代表性の分析にあたって、過少代表の状況にある女性に注目すると女性に責任を負わせることになりかねず、それより、男性の「過大代表性」に着目する必要があると指摘した。

韓国では、比例代表名簿の半分を女性に割り当てているものの、比例代表が全議席に占める割合が15.7%にすぎず、しかもこの割合は減少している。また、フェミニスト女性団体からはクォータ制で当選するのはエリート女性だという批判も根強い。しかし、実際には、福祉や労働政策の分野で活躍して



いるのは、若手の市民団体出身の女性議員が多い。李氏は、これらを踏まえ、比例代表制とクォータ制の組み合わせが「良い制度」であり、その一層の拡大が必要だと結論づけている。

日本との比較、クォータ制導入の意味とそれ以外の要因

後半は、報告をした3人に、3人のパネリストを加えたラウンドテーブル形式で議論を行った。

パネリストの大山礼子氏（駒澤大学）は、海外では国政よりも地方の方が女性議員は多いのに対して、日本は都市部を除く地方には女性議員が国政並みの水準しかないと指摘。日本では憲法を改正してクォータ制を入れるのが難しいとして、政党交付金をインセンティブに使う韓国の方式に関心を示した。

グレゴリー・ノーブル氏（東京大学）は、選挙制度で女性の代表性が全て説明できるわけではなく、政党の役割や選挙区の性格などの要因が大きいとして、それぞれの国について細かい分析が必要であると強調した。

三浦まり氏（上智大学）は、台湾や韓国の事例を見ると比例代表の意味は大きく、議席数の38%を比例で選ぶ日本では、比例にクォータ制を入れることで大きな変化が起きうると予測した。ただし、政党不信が強く、市民運動も活発ではないため、候補者の公認権が集権的リーダーの元に置かれている現状では、小選挙区で女性を増やすことも重要だとした。

これらの指摘に関し、楊氏は台湾の経験から、比例へのクォータ制導入は必ずしも決め手となるわけではなく、台湾では2大政党が互いに学び合うプロセスがあったとして、よりバランスの取れた候補者を選ぶ政党の責任を強調した。権氏は、韓国では女性の国会議員は比例出身25人、小選挙区出身26人と小選挙区の方が1人多く、女性の政治参画には「政党」や「都市化」の要素が大きいとした。李氏は、男性の利益ばかり代表する政治が政治不信をもたらしており、女性は「政治への責任において自由」との見方が有利に働いている可能性を指摘した。

その後の議論では、比例代表の候補者公認をめぐり、「候補者を審査する人はほとんどが男性であり、審査委員を男女半々にするなどの見直しが必要」（権氏）、「ドイツのような点数化など、公認の過程を制度化することが大事」（李氏）などの指摘が出された。三浦氏は、「韓国や台湾では政治家の政治活動の評価といったモニタリングを市民が実施している。日本も、政党交付金の1%くらいを市民活動が使うことができればモニタリングが可能になる」と主張した。最後に、申氏が「多様性に欠ける政治は、その被害者が見えにくいのが、政治権力が一部の社会グループに集中すると国民全体が被害者になるともいえる。政治に関して私たちに当事者意識が低いのが問題であり、誰もが当事者意識を持つのが大事」としめくくった。

日本における女性の政治参画は、諸外国のはるか後塵を拝しているが、考えようによっては参考にできる先例や経験が豊富だということもできる。クォータ制が女性の政治家を増やす切り札のように語られがちだが、政党の考え方や政党間の力学、関連する諸制度、市民社会の力などを踏まえた全体的な議論が必要だということがよく理解できたシンポジウムだった。

記録担当：林美子（お茶の水女子大学博士前期課程）



IGS 国際シンポジウム（特別招聘教授プロジェクト）

日本における独身、ひとり暮らし、ワーク・ライフ・コンフリクト

【日時】2018年2月21日（水）13:00～16:00

【会場】共通講義棟2号館102

【コーディネーター／司会】

アネッテ・シャート＝ザイフェルト

（IGS 特別招聘教授／ハインリッヒ・ハイネ大学デュッセルドルフ現代日本研究科教授・独）

【イントロダクション】

アネッテ・シャート＝ザイフェルト

「日本の国勢調査にみる生涯未婚者」

【研究報告】

ローラ・デイルズ（西オーストラリア大学アジア学助教授・豪）

「独身女性とその世帯」

何水霖 [ホースリン]（国立シンガポール大学社会学部助教授）

「ジェンダー化された雇用不安：日本の女性管理職のアンビバレントで葛藤のある生活」

【コメンテーター】

スコット・ノース（大阪大学社会学教授）

ノラ・コットマン（ハインリッヒ・ハイネ大学デュッセルドルフ現代日本研究科講師）

【主催】ジェンダー研究所

【言語】日英（同時通訳）

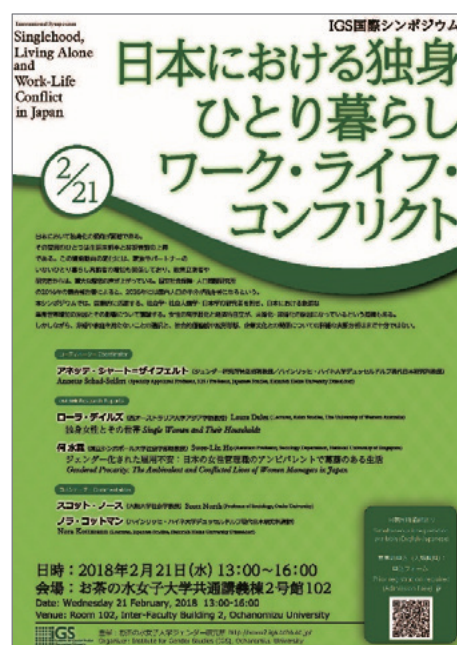
【参加者数】74名

【成果刊行】IGS Project Series 18

【趣旨】

日本において独身化の傾向が顕著である。その要因のひとつは生涯未婚率と非婚者数の上昇である。政策立案者や研究者たちの間からは、この婚姻動向の変化に、家族やパートナーのいないひとり暮らし高齢者の増加も加わっての独身化傾向を、重大な懸念とする声が上がっている。国立社会保障・人口問題研究所の2016年の調査報告書によると、2035年には国内人口の半分以上が独身者になるという。

本シンポジウムでは、国際的に活躍する、社会学・社会人類学・日本学の研究者を招き、日本における急速な単身世帯増加の原因とその影響について議論する。女性の高学歴化と経済的自立が、未婚化・非婚化の原因になっているという指摘もある。しかしながら、非婚や家庭を持たないことの選択と、社会的価値観、就労形態、企業風土の関係についての詳細な実証分析はまだ十分ではない。



【開催報告】

シャート＝ザイフェルト氏による趣旨説明「日本の国勢調査にみる生涯未婚者」では、独身化および非婚化の背景には、人間関係の変化や、雇用・経済状況、個人のライフスタイルの変化など、多様な因子があることが指摘された。また、同様の独身化は、欧米・アジア諸国でも、福祉国家であるか否かに関わらず見られるとのことである。しかし、現状分析や将来的な社会への影響に関する実証研究の数はまだ限られており、本シンポジウムの場合において、今後の研究深化に向けた議論をしたい旨が説明された。

ローラ・デイルズ氏の研究報告「独身女性とその世帯」は、2009 年以降に実施したインタビュー調査の結果に基づき、メディアに氾濫する、自由に華やかな消費生活をするシングル女性のイメージが、現実の独身女性の生活の実態を反映したものではないことを指摘した。「独身」として数えられる者のうちには、一般的にそうと認識される未婚者のほか、結婚しないことを選択した非婚者、離婚者、寡婦、同棲中、同性愛者など法的に結婚できない者といった多様性が見られる。晩婚化の原因に女性の高学歴化が挙げられることが多いが、デイルズ氏の調査結果によると、それ以外の、社会階層や家族の支援の有無、都市と地方の別や経済状況といった要素の影響が高いとのことである。

独身の女性は、アイデンティティとセキュリティを、結婚以外で見つける必要がある。仕事は、社会的に容認された自己実現の手段であり、経済的自立を可能にすることから、有償労働はこの二つを同時にもたらししてくれる。とはいえ、親と同居を続ける「パラサイト」には、働いてはいても独立世帯を営むことができない経済的苦境を原因とするケースがあったり、シングルマザーのように扶養家族とそのケアという責任を持つ者は、比較的低賃金の非正規職にしか就くことができないなど、経済面での困難は多い。日本に代表される家族主義非福祉国家では、家庭内の女性がケア労働の担い手となることが前提とされており、それが、独身女性にとっての社会的障害となっていることも示された。

次に、何水霖氏の研究報告「ジェンダー化された雇用不安：日本の女性管理職のアンビバレントで葛藤のある生活」では、デイルズ氏の報告で提示された女性の就労についての課題が掘り下げられた。何氏の調査対象は、結婚歴を問わず、仕事に重きを置くライフスタイルの女性管理職であり、インタビュー調査により、「管理職になること」の実態が明らかにされた。1990 年代以降、いわゆるバブル経済の崩壊と政府主導による女性活躍社会推進政策を背景に、企業は構造改革の試みを繰り返して来た。その中で、女性労働者は、管理職になるチャンスも与えられて来たが、実態は「名ばかり管理職」で、仕事と責任は増えても昇給は伴わなかったり、意思決定に参加することができない立場であったりする。そうした悪条件にも関わらずその昇進を承諾する理由には、新しい肩書きを得ることが次のより良い肩書きにつながるという希望があると女性たちは言うが、これが悪循環を生じさせていることも事実である。

構造改革や女性活躍の推進という要請を受けた企業は、表面的な変化で企業イメージの向上を図っているが、そこから労働者の利益は生み出されておらず、むしろ、管理職にすれば残業代も払わずに済むという、労働基準法 41 条の抜け道を使うなどして労働者に負担を強いている。しかし、労働組合が弱体化している日本企業においては、労働者は戦う力を持たない。管理職の女性たちは、自分のお金、時間、努力を費やして、仕事のためのスキルアップや人間関係構築に努めているが、その努力が報われるためには何が必要なのかという疑問が呈された。



続いて、スコット・ノース氏によるコメントでは、二つの研究報告により提示された社会課題に対する、政策の欠陥が指摘された。「女性活躍促進」という政府のイニシアチブは、一見進歩的ではあるが、その実、女性に求めているのは様々な社会課題における緩衝装置としての、男性支配社会を維持するための柔軟性である。労働生産人口が減れば、その穴を埋めることが求められ、社会保障政策において介護の手が不足すれば、そこへの貢献も求められる。その考え方の基礎にあるのは、100年以上前に明治民法により創り出された、「20世紀的な家族」、婚姻によって形成される再生産のための家族をモデルとした世帯というフィクションである。故に、女性が独身でいることは規範外とされて、問題視される。このような女性の取り扱いが、例えば、相応の所得がなければ家庭を持ちたくても持てないというような、男性にとっても不利益となることを生じさせている面もあり、単なるスローガンに留まらない、法制による機会均等の担保が必要である。



労働者の置かれた環境についても同様であり、長時間労働や女性に対する差別、家父長主義的経営構造が、伝統や慣習として正当化され、違法なものとして取り締まられない現状がある。その中で衝突を避けるには、自分の意に反しても伝統的なジェンダーの役割を演じる必要性もあり、女性管理職にとっては、それが男性支配を自然とすることに加担する苦悩につながる。また、これはシステムの問題であるにも関わらず、女性管理職たちは自分を責めてしまう傾向にあり、葛藤はより大きなものになる。政治リーダーたちには、これらの現状をきちんと理解し、創意と共感力をもって、独身化という社会的変化に対応することが求められる。

ノラ・コットマン氏のコメントでは、まず、何氏の報告タイトルにある「precarity」の概念についての解説がされた。「雇用不安」という訳語が当てられているが、単なる雇用不安を超えた、生活の不安定化に起因する恐怖心や不確実性を指す語であるとのことである。また、このような不安定化を作り出すことは、新自由主義の統治の手段であり、階層的な不平等を利用して継続される。つまり、新自由主義下では、雇用不安も不平等も解消されないのである。

続いて、現代の独身女性たちがそのような不安定状況に面して、個人的ネットワークと個人的空間の確保を持って対処していることが、コットマン自身のインタビュー調査の結果を引いて説明された。従来であれば、家族に期待する相談相手の役割や情緒的サポートを、独身者は友人関係など、別の社会的つながりから得ている。そうした友人関係を、独身者はとても大切にしているという。また、独身者は、自由になれる空間として、自分自身の住居、または居室を持つことが必要だと考えているという。結びとして、これらの人的ネットワークや空間確保の必要性は、独身者に限られたものなのかという問いが投げかけられた。

これに続く質疑応答においては、ワーク・ライフ・コンフリクトや、大都市圏と地方の違いについての質問が出され、登壇者たちとのやり取りが活発になされた。今回のシンポジウムは、コーディネーターであるシャート＝ザイフェルト氏による、独身化社会とジェンダーに関する研究課題を探る試みでもあったが、学内外から多くの参加者があり、同課題への関心の高さもうかがえた。この場の対話を基に、どのようにこの研究が深化していくかが楽しみであり、近い将来、本学において研究成果報告の機会が持たれることが期待される。

記録担当：吉原公美（IGS 特任リサーチフェロー）

IGS シンポジウム

女性による女性のための経済学事始め

【日時】2018 年 2 月 19 日（月）16:00～19:00

【会場】共通講義棟 2 号館 102 室

【司会】足立眞理子（IGS 教授）

【挨拶】

香西みどり（お茶の水女子大学生生活科学部長）

石井クンツ昌子（IGS 所長／生活社会科学研究会会長）

【報告】

松野尾裕（愛媛大学）

「松平友子の家事経済学」

八幡（谷口）彩子（熊本大学）

「松平友子と日本における家政学の展開」

上村協子（東京家政学院大学）

「東京女子高等師範学校に探る金融リテラシーの起源」

【コメンテーター】

斎藤悦子（お茶の水女子大学／IGS 研究員）

板井広明（IGS 特任講師）

【主催】ジェンダー研究所「経済学と女性～理論・思想・歴史」研究会

【共催】お茶の水女子大学生生活社会科学研究会

【参加者数】40 名

【趣旨】

職業としての、女性による女性のための経済学の研究・教育は松平友子（1894～1969）に始まる。松平は 1922 年に東京女子高等師範学校で「家事経済」を講じ、1925 年には『家事経済学 家庭生活の経済的研究』上下巻を公刊した。本シンポジウムでは、家事経済学の誕生から戦後の家政学への展開、女性への経済学教育などの歴史的意義や広がりを検討することで、女性による女性のための経済学事始めについて考察する。

【開催報告】

2018 年 2 月 19 日、研究プロジェクト「経済学と女性～理論・思想・歴史」研究会（足立眞理子 IGS 教授担当）企画のシンポジウム「女性による女性のための経済学事始め」が開かれた。2017 年 2 月 22 日のシンポジウム「日本における女性と経済学」の後継企画である。

シンポジウムの冒頭、香西みどり生活科学部長、石井クンツ昌子 IGS 所長・生活社会科学研究会会長による挨拶があり、足立眞理子 IGS 教授による司会の下、報告者 3 名、討論者 2 名により活発な議論が行なわれた。





第1報告は松野尾裕氏（愛媛大学）による「松平友子の家事経済学—事始め」である。1922年に東京女子高等師範学校で「家事経済」を講じた松平友子が、1925年に『家事経済学 家庭生活の経済的研究』上下巻を公刊したことが、日本における女性による女性のための経済学事始めの起点となるという視座から、松平が家事経済学を構想する経緯とその意義について報告があった。



松平が言う家事経済（＝家族経済）とは、国家経済（＝財政）と企業経済にならぶ国民経済の1領域であり、しかも「家庭生活の経済的研究」のためには、経済学だけでなく、統計学や会計学、法律学や社会学の知見を導入するという視点があったことが指摘された。しかも婦人の経済的自立を考えていた松平が、ILOの男女同一価値労働同一賃金などの原則を視野に収めつつ、経済学に男女の収入格差と生活時間についての考察を含めていた点に意義があるという報告であった。



第2報告は八幡彩子氏（熊本大学）による「松平友子と日本における家政学の展開」である。アメリカにおける home economics の誕生や御船美智子や亀高京子らによるその後の家政学との展開にも言及しつつ、松平の家政学の内実に立ち入って検討した報告で、その意義を、生活規範学および家庭生活論（家庭の機能論およびライフサイクル論）としての家政学と捉え、「家政学の中核概念である「家庭」が、社会の中でどのような役割・機能を果たすのか、可視化、概念化に多大な貢献をした」ことにあるとする。



第3報告は上村協子氏（東京家政学院大学）による「東京女子高等師範学校に探る金融リテラシーの起源 金融とジェンダー」である。金融とジェンダーという問題系を、松平友子、伊藤秋子、御船美智子が遺した3つの循環図から分析したもので、松平友子『家事経済学』第4篇「会計論」での「家事会計」を、「自分自身の日常を科学的に捉える・記録する・分析する方法ではないか」として、松平による、さらなる教科書作成や教育実践を検討して、現代に連なる金融リテラシー教育の流れの中でその意義を明らかにしている。



三氏による報告の後、討論者の斎藤悦子氏（お茶の水女子大学）からは、松野尾報告には、家事経済学の成立の位置づけ、東京女子大学での同時期における男性による女性のための経済学教育をどのように評価するのかという点、八幡報告については、家事経済学から家政学原論への展開はいかなる形で行なわれたのか、消費者科学などの名称変更は家政学にとっていかなる意味をもつのかという点、上村報告については、金融リテラシーにおける生活者の視点とは何か、家計簿記についての詳細についてコメントがあった。

板井広明氏（お茶の水女子大学 IGS）からは、松平友子が最初の女性経済学者であるということの制度的・学問的意味について、また家事経済学における生活の合理化という科学主義的な方向性は生命の再生産と矛盾しないのか、また home economics へ影響を与えた「life」を重視するラスキンなどからの影響は家事経済学においては見られないのかという点についてコメントがあった。

松野尾氏からは、松平『家事経済学』に現われている、男性支配的な経済学を

体系的に整理して、自家薬籠中のものになっている点に意義があり、世界的にも揺らぎ始めていた経済学の体系に家事経済を独自に、しかも学問越境的に位置づけたところが重要であるというリプライがあった。八幡氏からは、松平による家政学原論の構築は、他分野の原論を参考に、学史論・学派論・方法論からなるものとして行なわれたという説明があり、名称変更についてはアメリカの home economics における問題として言及したとのことであった。上村氏からは、消費組合運動との関連で、天野正子の「生活者」視点からの金融リテラシーの在り方があったということ、そして消費者でなく、大熊信行が使うような「生活者」概念にラスキンの思想の影響があり、また家計簿記についての受講生の反応は概して低調であったというリプライがあった。

その後、質疑応答になり、家事経済学に対する学会内外の反響、家政学の意義と限界、また家政学への展開、主流派経済学に対する家政学の意義、現代における金融リテラシーとジェンダーの問題など、活発な議論が行なわれた。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）



▶ 2017 年度主催 IGS セミナー詳細

IGS セミナー

『不思議なクニの憲法』 上映会

〔東アジアにおけるジェンダーと政治研究プロジェクト①〕

【日時】2017 年 5 月 11 日（木）15:00～18:30

【会場】共通講義棟 2 号館 201 室

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【特別ゲスト】

松井久子（映画監督）

孫崎享（元外交官・評論家）

【コメンテーター】申琪榮（IGS 准教授）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】56 名

【趣旨】

私たちが決めなければならないのに、

“どこかの偉い人たちが”決めている、

私たちは、とっても不思議なこのクニの国民。

（『不思議なクニの憲法』2017 年版ウェブサイトより抜粋）

映画『不思議なクニの憲法』上映後、監督の松井久子氏と、元外交官で評論家の孫崎享氏を交え、日本の改憲をめぐる現状についてディスカッションを行う。



【開催報告】

ジェンダー研究所『東アジアにおけるジェンダーと政治』研究会は、2017 年度、憲法改正を取り上げたセミナーを、2 回、企画開催した。その第一回として、2017 年 5 月 11 日（木）、監督の松井久子氏と、元外交官で評論家の孫崎享氏を特別ゲストに迎え、『不思議なクニの憲法』上映会が開催された。



映画上映後は、申琪榮 IGS 准教授がコメントを述べ、松井氏、孫崎氏に加え、来場者らが、日本の政治情勢と、とくに若い世代の改憲問題についての関心の薄さについて、ディスカッションを行った。司会は、板井広明（お茶の水女子大学 IGS）が務めた。

申琪榮 IGS 准教授は、憲法改正に関する議論が、これまでもっぱら国の安全保障や 9 条を中心にしてきたが、憲法改正案は 9 条のみならず、13 条や 24 条のような個人や家族に関する条項も対象になっていると指摘した。『不思議なクニの憲法』は個人の尊厳をした支えとしてきた憲法条文を、人々がどのよう

にとらえて、どのように活かしているのかに焦点を当てた。とりわけ、多様な女性達の声を広く拾い上げている点で特徴を持つと評価した。

松井監督は、まず、韓国のソウル大学でも 2 月に同様の上映会を開催したことに言及し、日韓の若者の政治に向き合う姿勢の“熱さ”の違いについて述べた。韓国では、日本の憲法改正問題について描いた映画であるにも関わらず、多くの若者が非常に熱心に鑑賞し、上映後、活発な議論が繰り広げられたという。一方、日本では、各地で上映会をいくら開催しても、来るのは中高年がほとんどであり、若い世代の関心の薄さが目立つという。

元外交官である孫崎氏は、日本の防衛と憲法という視点から、とくに北朝鮮情勢と憲法 9 条について述べた。現政権である安倍政権は、北朝鮮危機を理由に、憲法 9 条の改正と、そのための国民投票法改正を目指しているが、憲法 9 条を改正したところで、北朝鮮危機が去るわけではない。外交問題が、憲法の改正で解決するわけではないからである、と述べた。

その後、来場者からの発言を求め、ディスカッションが展開された。松井監督から、若い世代の意見を聞きたい、との要望が出され、まず若い女性の来場者が、映画の感想を述べた。映画に描かれていることすべてが、なにもかも、初めて知ることであり、ただただ驚くばかりで、憲法や人権について考えるまでに至らない、非常に混乱した気持ちである、という率直な感想を述べた。また、中国出身だという来場者からは、日本が憲法を改正すると、アジア情勢が不安定になるのではないか、という意見が出された。

中高年の来場者からは、現在の日本の政治情勢に危機感を持っているが、改憲問題について、とくに若い世代に関心を持ってもらうには、どうしたらいいのだろうか、という問いが出された。これに対し、松井監督は、1 人 1 人に“自分ごと”として、改憲問題について考えてもらいたい、というのが、『不思議なクニの憲法』を制作した最初の動機であり、まさに、自分自身で憲法の問題を考えてほしい、その手がかりとして『不思議なクニの憲法』上映会を、自身で企画開催していただくのはどうだろうか、という提言が述べられた。

タイムリーなテーマの上映会であったため、上映後のディスカッションは、白熱したものになった。来場した若い世代の聴衆にとっては、非常に刺激的なセミナーであったと言えるであろう。



IGS セミナー（生殖領域シリーズ 1）

AID 出生者のドナー情報を得る権利

〔生殖医療で形成される多様な家族と当事者のウェルビーイングを考える研究会〕

【日時】2017 年 5 月 29 日（月）15:00～17:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 408 室

【報告】木野恵美氏（仮名、AID 出生者）

【ファシリテーター】仙波由加里（IGS 特任リサーチフェロー）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】6 名

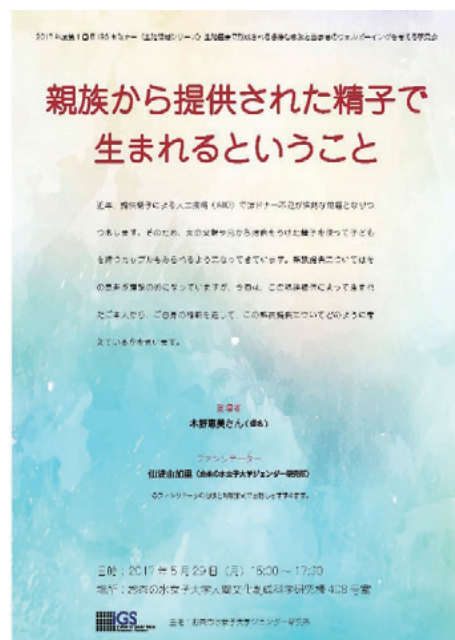
【趣旨】

近年、提供精子による人工授精（AID）ではドナー不足が深刻な問題となりつつある。そのため、夫の父親や兄弟から提供された精子を使って子どもを持つカップルも出てきている。親族提供についてはその是非が議論的になっているが、本セミナーでは、この親族提供によって生まれた当事者から、自身の経験を通して、親族提供で起こる問題を提示していただき、その是非を検討する。

【開催報告】

2017 年 5 月 29 日（月）、お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科棟 408 室にて、IGS セミナー：生殖領域シリーズを開催した。この回のセミナーでは、親族からの精子提供で生まれた木野恵美氏（仮名）を招き、木野氏が自分の経験を通して、親族提供についてどのように考え、どのような困難を抱えているのかについて述べた。プライバシーにかかわる語りも多いため、木野氏自身の希望により、非公開のセミナーとなった。木野氏の報告は、ジェンダー研究所の特任リサーチフェローである仙波由加里が質問し、それに答える形で進められた。

木野氏（50 代）は、30 代前半に父親の入院・手術をきっかけに、両親と自分の血液型が一致しないことを知り、母親から、親族の提供精子で生まれたことを聞かされた。子どもの頃にも、両親と血液型が一致しないこと（父親は AB で母親は O 型なのに、自分の血液型が O 型であること）を疑問に思い親に聞いたことがあるが、「検査結果が間違っている」と言われ、誤魔化されていたことをあらためて知った。真実を知らされ、たいへんショックを受け、また提供者である親戚の叔父の妻は、夫の精子提供に同意していなかったということも聞かされたので、親戚の集まりなどで、提供者の子ども（木野氏とは異母兄弟）や叔母に会うたびに複雑な気持ちになり、しだいに親戚の集まりにも顔を出せなくなったという。そして両親から事実を隠されてきたことや、ドナーを知りながら、それを隠し続けなければいけないことなどの心理的負担などについて言及した。



こうした自分の経験を踏まえ、木野氏は皆が事前にこの技術で子どもを持つことに了解し、隠し事がなく、皆が覚悟して技術を利用し、生まれて来た子を全員で受け入れる体制がないなら、この技術を利用すべきではないと考える。また木野氏は基本的には AID（非配偶者間の人工授精）には反対する立場を示しているが、自分が出生の事実について知ったことについては、「誤魔化されたまま、もし生きていくとしたら、ひどすぎる感じがする」、「自分はこういう自分だと思って生きているのと全く違う、嘘の自分で生きていくのは人として尊重されていない感じがする」、「どんなに辛くても、苦労したとしても、知ることができたことはすごく良かったと思っている」と、事実を知ったことについては非常に肯定的に受け止めていた。木野氏の大きな支えとなったのは、自分と同じように提供精子で出生した人たちと会い、同じ思いを共有できるようになったことだと言った。

今もなお、提供配偶子で子どもを持ったが、自分の子どもに出生の事実を伝えないという親が少なくないという研究報告もみられる。しかし木野氏の話からもわかるように、親は隠そうとしても、何をきっかけに子は事実を知るかわからない。「都合の悪いところは隠して、世間体や周りに対して普通の家族のように体裁を整えるというのは、家族ではない」という木野氏の言葉を、過去に配偶子提供を受けた親や、これからこの技術を検討しているカップル、そして私たち一般の一人ひとりが重く受け止めなければいけないと感じた。

記録担当：仙波由加里（IGS 特任リサーチフェロー）

IGS セミナー

世論調査において「改憲」は何を意味するか

〔東アジアにおけるジェンダーと政治研究プロジェクト②〕

【日時】2017年6月14日（水）17:00～18:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 408 室

【司会】申琪榮（IGS 准教授）

【報告】

ケネス・盛・マッケルウェイン

（東京大学社会科学研究所准教授）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】24 名

【趣旨】

日本国憲法の改正論議が加熱し始めているが、改正に対する世論は十分検証されていない。本セミナーでは、独自のウェブ世論調査実験を実施している、ケネス・盛・マッケルウェイン東京大学社会科学研究所准教授を報告者に迎え、実験結果をもとに、世論と憲法改正について議論する。

【開催報告】

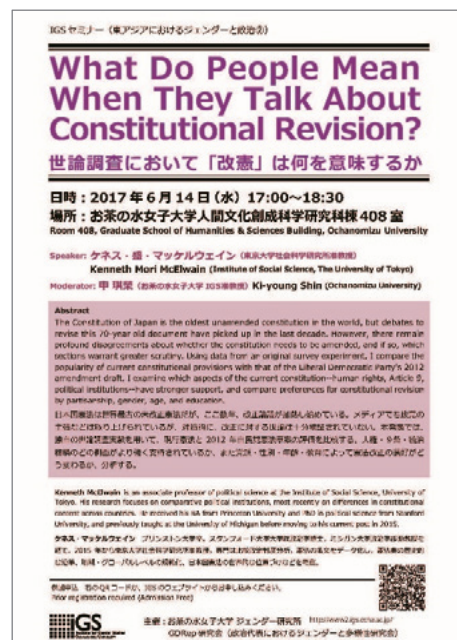
『東アジアにおけるジェンダーと政治』研究会は、憲法改正を取り上げるセミナーの第2回として、世論調査に詳しいケネス・盛・マッケルウェイン東京大学社会科学研究所准教授をお招きし、「世論調査において「改憲」は何を意味するのか」を主題とする研究会を、2017年6月14日に開催した。

日本国憲法は世界最古の未改正憲法であるが、ここ数年、改正論議が加熱し、メディアでも様々な政党の主張などが取り上げられている。しかし、それとは対照的に、改正に対する世論は十分な検証が行われていないと、マッケルウェイン氏は指摘する。

マッケルウェイン氏は、憲法改正を提案する主体が誰なのかが、どれほど世論に影響するのかを、2017年6月に、独自のウェブ世論調査実験を用いて検証した。

実験は、世論調査対象を二つのグループに分けて、一つのグループには2012年の自民党改憲案を「自民党改正案」として紹介し、もう一つのグループには、同じ2012年の自民党改憲案を「有識者改正案」と紹介した後に、改正の対象になっている個別項目について意見を聞いた。その後、二つのグループの回答を比較検討したのである。

実験の結果、「有識者改正案」と紹介されたグループの方が、改正案への賛成が全体的に5～10%程度高くなることが分かった。イシュー別にも違いが見られ、とりわけ、これまでの改正議論に含まれてこ



なかった新しい 이슈——環境権とプライバシー権——については、「有識者改正案」に対する賛成が高いという結果が得られた。他方で、9 条や天皇制といった「伝統的な」イシューについては、「自民党改正案」と紹介されたグループと、「有識者改正案」と紹介されたグループ間に、統計上有意な差は見られなかった。これは、誰が提案者であるかと関係なく、すでにイシュー自体が「保守的」であると捉えられているからであると、マッケルウェイン氏は解釈する。

この実験では、憲法改正に対する一貫した男女差は見られなかった。しかし、女性は、プライバシー権と緊急事態条項について「有識者改正案」を選好する傾向があり、男性は、知る権利と環境権について「有識者改正案」を選好する傾向が見られた。

参加者からは、男女差についての質問や、憲法改正に対するメディアの世論調査の設問による回答の差について、活発な議論が行われた。

記録担当：申琪榮（IGS 准教授）

IGS セミナー

『首相官邸の前で』 上映会 & トーク

〔東アジアにおけるジェンダーと政治研究プロジェクト③〕

【日時】2017年6月19日（月）15:00～18:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】申琪榮（IGS 准教授）

【トーク】

Misao Redwolf（アクティビスト／首都圏反原発連合メンバー）

小熊英二（監督／慶應義塾大学教授）

【特定質問者】板井広明（IGS 特任講師）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】38 名



【趣旨】

「私は、この出来事を記録したいと思った。自分は歴史家であり、社会学者だ。いま自分がやるべきことは何かといえば、これを記録し、後世に残すことだと思った。（中略）なにより、この映画の主演は、映っている人びとすべてだ。その人びとは、性別も世代も、地位も国籍も、出身地も志向もばらばらだ。そうした人びとが、一つの場につどう姿は、稀有のことであると同時に、力強く、美しいと思った。そうした奇跡のような瞬間は、一つの国や社会に、めったに訪れるものではない。私は歴史家だから、そのことを知っている。私がやったこと、やろうとしたことは、そのような瞬間を記録したという、ただそれだけにすぎない。いろいろな見方のできる映画だと思う。見た後で、隣の人と、率直な感想を話しあってほしい。映画に意味を与えるのは観客であり、その集合体としての社会である。そこから、あなたにとって、また社会にとって、新しいことが生まれるはずだ。」（「監督の言葉」より）

【開催報告】

2017年6月19日（月）15:00～18:30 に開かれた『首相官邸の前で』上映会&トークでは、まず、小熊英二監督によって編集された、2011年3月11日の東日本大震災の記憶と、また311以降に首相官邸の前で行われたデモの映像からなる映画が上映された。

映画上映ののち、映画にも登場し、中心的に取り上げられていた、反原発運動のデモで重要な役割を演じていた Misao Redwolf 氏（アクティビスト／首都圏反原発連合メンバー）に映画を振り返ってのこと、またその後のこ



とについてトークがあった。首相官邸の前で行なわれたデモは戦後日本において、団体ではない、個人が参加するデモとしては大規模なものとなった経緯や、IT 技術を使いながら、広がりを見せたデモの特徴について、話があった。

映画を監督した小熊氏からは、30 年後、50 年後、100 年後の人に向けて作ったこと、またそういう視点なので、予備知識がなくても観られる映画として、人々の表情といったものを意識して取り入れたことが話された。また公共性空間を占拠し、SNS を使い、団体では個人による集まりが多点的に主導し、3 ヶ月ほどで収束する世界的なデモの潮流と重なるようなデモが日本でも起きて、それを分析する必要があるだろうと考えたことにも言及があった。



特定質問者として板井広明（お茶の水女子大学 IGS）から、それぞれに 1 つずつ質問がされた。グローバル化、不安定化、情報化という世界的なデモの風潮の中で、官邸前のデモの前後でデモというもの、あるいは、日本社会がどのように変容したのかについて、Redwolf 氏に対して質問が投げかけられた。Redwolf 氏からはまったく質的に異なる変化があったとの応答があった。それまでのデモでは数百～2 千人規模がせいぜいで、組織動員をしても 8 千人規模でしかなかったものが、原発事故という出来事の大きさが官邸前のデモでの数万人以上という大規模なものに変化させたのだと。

また小熊氏に対しては、歴史を記録するという行為について質問があり、意識形態に適合しないものを意識しておくことを中心に、歴史に残っていないもの、記録されないものとしては、固定観念に当てはまらないものが残りにくいという指摘があった（たとえば、2011 年の計画停電の映像がほとんどないこと）。良心的な記者は被災地に行き、東京での抗議活動の取材がなかったのは、日本では個人が集まる大規模なデモが起きるわけがないというステレオタイプがあったためで、そういう意味では、固定観念から自由になり、記録を残すことが重要であり、そのためには、ほかの国の事例や、歴史の事例を知ることが必要ではないかとのことだった。

その後の質疑では、インタビューで取り上げた人物に関する事柄や映画の狙い、3.11 という出来事に対して言葉をどう紡いでいくのかといったこと、さらには記述する概念枠組みについて活発な議論が行なわれた。

日本社会で団体の動員ではなく、個人が SNS を通じて集まり、自然発生的に生じたデモとして特筆すべきものだったことを、同時代的、歴史的に、どのように位置付けるべきなのか、有意義な議論が行なわれたセミナーとなった。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）



IGS セミナー（特別招聘教授プロジェクト）

The Size of History

Small Worlds, Big Worlds, and the People Caught in Between

（歴史のサイズ：小さな世界、大きな世界、その間の人々）

【日時】2017年7月18日（火）16:40～18:10

【会場】本館135号室

【報告者】

ラウラ・ネンツィ（IGS 特別招聘教授／テネシー大学教授）

【主催】ジェンダー研究所

【言語】英語

【参加者数】16名

【趣旨】

歴史に適切なサイズというものはあるのだろうか？歴史的出来事、歴史的人物として記録されるには、どのくらい大きな事や人でなくてはならないのだろうか？歴史的な変化をもたらしたとは見なされていない個人の小さな世界にも、目を向ける必要はあるのだろうか？本セミナーでは、「大きな」歴史と「小さな」歴史—グローバル・ヒストリーとマイクロ・ヒストリー—を巡る、史料編纂や歴史研究方法論の議論を取り上げる。そして、教師、占い師、詩人かつ政治運動家であり、討幕運動での失敗経験を持つ、水戸藩出身の黒澤止幾子（1806～1890）を例に、一般にはその存在を知られていない人物を、歴史の記録に含めていくことについて論証する。小さな歴史と大きな歴史の間に存在する人々に目を向けることは、個々の歴史的エージェンシーに対する理解を深め、周縁部において重要な役割を果たそうとした人々の創造性に、新たな光を当てることなのだ。

【開催報告】

ネンツィ氏の研究分野は徳川時代の社会文化史で、特にジェンダーに関心を持っている。講義は、「歴史に『適切なサイズ』というものはあるのか？」という設問への答えを探る形で進められ、著書『The Chaos and Cosmos of Kurosawa Tokiko（黒澤止幾子の混沌と秩序）』を題材に、ネンツィ教授が取り組んでいるマイクロ・ヒストリーの研究手法が解説された。

ネンツィ氏の書籍の主人公である黒澤止幾子（1806～1890年）は、幕末から明治という大きな社会変革の時代を生きた女性である。水戸藩の錫高野（すずごや）村（現在の茨城県城里町）に生まれ、そこで生涯のほとんどを過ごした。教師、歌人、占い師、政治運動家という多様な顔を持つが、一般的な歴史の教科書に名前が記されるような存在ではない。「マイクロ・ヒストリー」は、そのような小さな存在に光を当てる研究手法である。



一般的な歴史記述が、著名人に焦点を当てたり、ある特定の時代の期間を取り上げたり、都市部を取り上げることが多いのに対し、マイクロ・ヒストリーは、特に重要とはみなされず知名度もない人々に目を向け、比較的短い期間に焦点を絞り、地方都市や小さな町村での出来事を題材とすることが多い。講義では、この対比が、パノラマとクローズアップ、樹木と葉、蛙とその表皮細胞、広大な緑地とテントウムシといった比喻で説明された。小さなスケールの事柄を対象とするマイクロ・ヒストリー研究は、重要性を見出しにくい人物や事柄を取り上げるがゆえに、その研究の重要性の根拠を示すことがより必要だと強調された。



マイクロ・ヒストリーとは逆の、より大きなスケールの歴史研究についても、アメリカの歴史学の変遷をたどる形で解説があった。18 世紀初めから 19 世紀初めにかけては、「西洋文明史」が重要視された。大量の移民流入と第一次世界大戦という社会的混乱を背景に、アメリカである種のアイデンティティ・クライシスが発生した。その結果、「西洋」を定義することが求められ、歴史教育がその役を担った。ここでは、西洋が最先端を行く直線的な文明の発展モデルにより、歴史が語られた。1970 年代に入るところには、市民運動の影響を受けて、「ワールド・ヒストリー」という概念が台頭した。世界には多様な国があるという認識に基づき、異なる文化に優劣をつけないアプローチが取られた。直線的な発展という前時代の考え方も否定されたが、国境という地域区分は残されていた。1990 年代に入ると、「グローバル・ヒストリー」という視点が用いられるようになり、国境を越えたグローバルな移動や、例えば「ユーラシア」のような、既存の地政学的区分を超えた着眼点での歴史研究がされるようになってきた。さらに大きなスケールで、ビッグバンを起点に宇宙規模の歴史について考える、「ビッグ・ヒストリー」に取り組む動きもあるということである。

様々な歴史のサイズが例示されたところで、冒頭の設問に戻り、どのサイズが正しいのか？という問いかけがなされた。ネンツィ氏が述べた答えは、どれが正しいかを決める必要も、どれかに固執する必要もない、というものである。異なる歴史のサイズを用いることは、視点を変えることである。マイクロ・ヒストリーは、ただ「小さい」ということではない。マイクロ・ヒストリーの視点は、小さな鍵穴から、その向こうに広がる景色を見るようなものでもある。各時代に生きた無名な人々の小さな行いを、その背景にあるより大きなサイズの歴史的な流れに関連付けることで、私たちは、その時代時代の人々についての知識を増やし、歴史理解をより深めることが出来るのだ。



歴史研究の方法論が主題のセミナーであったが、会場には、他の分野を専門とする聴衆も多かった。

視点を変えて事象を見るということは、歴史学 of 分野に限らず説かれていることと思われるが、改めて歴史研究の方法論としてまとめられた講義を通じて、その重要性を再確認した参加者もあったようである。講義の要所で、マイクロ・ヒストリーがジェンダー視点の研究手法として有効であることも示唆され、ジェンダー研究の方法論理解の面でも、意義のある講義であった。

記録担当：吉原公美（IGS 特任リサーチフェロー）

IGS セミナー

リベラルな国際秩序とアメリカ

〔東アジアにおけるジェンダーと政治研究プロジェクト④〕

【日時】2017年7月24日（月）18:00～20:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【報告】三牧聖子（高崎経済大学）

「リベラルな国際秩序とアメリカ」

【ラウンドテーブル】

「リベラルな国際秩序の可能性」

五野井郁夫（高千穂大学）

申琪榮（IGS 准教授）

中山智香子（東京外国語大学）

前田幸男（創価大学）

三牧聖子（高崎経済大学）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】29 名

【趣旨】

『戦争違法化運動の時代』（名古屋大学出版会、2014 年）の著者の報告を中心に、国際関係論や政治学の専門家が、リベラルな国際秩序の来歴を徹底的にクリティカルに洗い出しつつ、その批判的な捉え返しを通じて、リベラルな国際秩序の可能性を展望する。

【開催報告】

2017 年 7 月 24 日、IGS セミナー「リベラルな国際秩序とアメリカ」が開催された。『戦争違法化運動の時代』（名古屋大学出版会、2014 年）の著者である三牧聖子氏（高崎経済大学）をお招きして報告してもらい、その後のラウンドテーブル「リベラルな国際秩序の可能性」では、板井広明（お茶の水女子大学 IGS）が司会をつとめ、報告者の三牧氏、五野井郁夫氏（高千穂大学）、申琪榮氏（お茶の水女子大学 IGS）、中山智香子氏（東京外国語大学）、前田幸男氏（創価大学）で、議論を行なった。

まず三牧氏から、セミナータイトルと同じ「リベラルな国際秩序とアメリカ」と題した報告が、主に 4 つの論点から行なわれた。第 1 は「リベラルな国際秩序の盟主を降りるアメリカ？」として、従来のアメリカ外交とは異なるかじ取りをしつつあるトランプの台頭を促した「諸力」について、トランプ支持層としての「忘れられた人々」（政治や社会のサポートを必要としている弱者と、その弱者を支える「負担」に不満を募らせる勤勉な中間層）やアメリカ人民の希望としてのトランプという視座から「アメリカ第一主義」の外交政策の現状分析が行なわれた。





第2に「ポスト・アメリカ時代の世界秩序：リベラルな国際秩序に未来はあるか？」として、(1) 不安定な「Gゼロ時代」(イアン・ブレマー)、(2) ポスト覇権—「(多極 multipolar 世界ではなく) 多重 (multiplex) 世界」(アミタフ・アチャリア)、(3) 第二次世界大戦後 70 年を特徴付けてきたリベラルな国際秩序の存続の模索という視点から、戦後のリベラルな国際主義の内実を批判的に問いなおすことが重要だと指摘された。

第3は「そもそもアメリカはリベラルな国際秩序の盟主であったのか? : 批判的考察」として、従来のアメリカ外交におけるダブルスタンダードとしての「人権外交」、すなわち国内における黒人への差別の存在や、戦略的価値が高い地域などへの人権外交の緩和など、問題を抱え続けてきたことが挙げられた。

第4は「『ポスト・アメリカ』時代のアメリカの新たなアイデンティティ：オバマ外交を再考する」として、一方でのトランプ外交との連続性(「世界の警察」の拒絶やドローンの多用による「汚い戦争」)、他方でのトランプ外交との断絶(アメリカ例外主義の克服と、多文明との共存姿勢)という2類型を挙げた上で、『世界のアメリカ化』から『アメリカの世界化』へ：オバマの挑戦と挫折」という点で、オバマ外交がもつ国際主義的な模索への批判的評価がなされた。

ラウンドテーブルでは、前田氏が口火を切り、「リベラルな国際秩序の再興に必要なこと」として、民主主義や資本主義との関連を指摘しつつ、オバマの評価については、非戦の選択肢がないことを指摘して問題視した。また米国内の宗教の状況(とりわけ福音主義の問題)や、公民権運動の指導者など、エリートに留まらずより広範な人々を視野に収めるべきこと、グローバルな民主主義論の観点を考慮することなどが指摘された。

五野井氏は、20 世紀のアメリカにおけるデモクラシーの観点から、アメリカのプラグマティズムの特徴として、思想ではなく行為が先にあり(とにかくやってみる／一歩進めよう)、「～系市民」としてあるような多種多様な人々を歓迎したと述べた。その行為を通して何かが生まれてくることに期待するという側面こそが、当時のアメリカ社会の特徴ではないかと指摘した。その上で、被抑圧者としての黒人であることと国民としてのアメリカ人であることが二律背反であったアメリカ社会で、それらを乗り越えて、多様な人々をそのまま受け入れるような公民権運動やオバマ大統領誕生のインパクトは大きいのではないかという。

中山氏からは、トランプを支持する勤勉な中間層は、オバマ時代において、どのような政治的姿勢をとっていたのか、オバマ的なものへの期待がどういうものであったかという質問が出された。そして、20 世紀に入って、平和が現代的な意味で問題化された時というのは、リベラリズムが行き詰まった時であり、その際に平和を焦点化したのがエリートであったとするなら、ファシズムなどに席卷され、凋落したリベラリズムに民衆が不在であったのは、この故ではないかという指摘があった。

申氏からは、リベラルな秩序そのものは平和主義や非暴力主義を意味しないのであり、その点で、不安定な G ゼロ時代、ポスト覇権—多重世界、リベラルな国際秩序の存続の3点について、なにゆえ平和主義が欠落しているのかという質問が出された。ジェンダー視点としては、リベラルな国際秩序において安全保障



が国際的な 이슈を独占し、かつ男性視点からの問いの立て方が一般化された結果、非暴力主義や平和主義が貶められたのではないかと疑問が出された。

安全保障のジェンダー化は、いわば国防など軍事にまつわる武器調達や外交関係などが、日常的な安全を脅かし、そのことへの異議申し立てに結実するのではないかという。たとえば日米開戦決議で賛成 388 に対して唯一反対したジャネット・ランキンのように、戦争は嫌だという平和主義者が外交政策に関わったり、また日本国憲法第 24 条の家族生活における個人の尊厳と両性の平等に関する草案を書いたベアテ・シロタ・ゴードンなど、女性たちの関与による平和主義の実現という事柄が指摘され、多様な立場の人々が意思決定に参加することは、男性視点で進められてきた安全保障論を望ましい形に変容させるのではないかと指摘があった。

コメントの後は、以上出てきたさまざまな問題に対して三牧氏によるリプライや補足などが行なわれ、リベラルな国際秩序なるものが今後の世界において理念として維持されるものなのかといったことをめぐって、さらには日本の側から国際秩序に対して発信すべきことは何なのかといったことまで、活発な議論が行なわれた。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）



IGS セミナー 「合理的配慮」をめぐって

【日時】2017 年 9 月 26 日（火）18:00～20:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【報告】飯野由里子（東京大学）
星加良司（東京大学）

【コメンテーター】根村直美（日本大学）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】36 名



【趣旨】

2016 年 4 月 1 日から障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行され、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮が義務づけられることになった。しかしいかなる範囲で、またどこまでが合理的配慮なのか、障害の社会モデルにおいて合理的配慮は十全な概念なのか、またその道徳的正当化はいかになされるのかなど問いは尽きない。本セミナーでは、川島・飯野・西倉・星加『合理的配慮～対話を開く 対話が拓く』（有斐閣、2016 年）の著者お二人をお招きして、社会学、ジェンダー研究、セクシュアリティ研究の側面から、合理的配慮の可能性と限界、またそれが開く（拓く）対話の可能性を明らかにしたい。

【開催報告】

2017 年 9 月 26 日、IGS セミナー「「合理的配慮」をめぐって」を開催した。報告者は、川島・飯野・西倉・星加『合理的配慮～対話を開く 対話が拓く』（有斐閣、2016 年）の著者のうち、星加良司氏（東京大学）と飯野由里子氏（東京大学）で、コメンテーターに根村直美氏（日本大学）、司会を板井広明（お茶の水女子大学 IGS）がつとめた。

まず星加氏が「個々の場面における障害者個人のニーズに応じて、過重負担を伴わない範囲で、社会的障壁を除去すること（公的機関は法的義務、民間は努力義務（ただし雇用においては法的義務）」という合理的配慮に関する誤解や混乱を回避し、学際的なアプローチを訴えかけるための概念的整理があった。

その上で、残される問題は 2 つあり、第 1 に「最低限のアクセス保障に限界付けられる危険性」として、「機会の確保」や「質の維持」の水準設定によって、合理的配慮の方法選択が左右される」ことである。第 2 に、「本質的な能力」の保守的・排除的な運用の危険性は、「（健常者中心の）社会において有用な能力」への偏りに依拠することが起こり得ることである。「本質」の拡大解釈が合理的配慮

の余地を狭めてしまうことであり、たとえば、コミュニケーション能力などが要求される中、発達障害などの人々が阻碍され、低い評価を受けることで、配慮以前の問題として片付けられてしまうことが起こりうる。

その点で、状況改善のための「配慮」にはどんなものがありうるか。対話を重ねることで、配慮がより実効化するのではないかという指摘があった。

また合理的配慮によって、たとえば企業はコストを負担することで利益を損ねてしまうのではないかと懸念される点については、狭い視点でのコスト・ベネフィット分析を拡張する必要があるのではないかという。合理的配慮による障害者雇用が職場環境の多様性向上による新たな発想やイノベーションや、潜在的な労働力の求職行動を促進し、社会保障費抑制に伴う企業負担の低減と市場の活性化などのベネフィットがありうると示唆された。

飯野氏は「多様性を踏まえた合理的配慮の提供に向けて」と題して、合理的配慮とポジティブ・アクション（バリアフリー化や割当性）との違いの説明があり、また合理的な配慮が多様な差異ある人々を適切にすくいとれるのかという問題点が挙げられた。たとえば法整備によって性別に応じた合理的配慮の提供が望ましいという点は支持されたが、トランスジェンダーの障害者のニーズが適切に配慮されるかどうかは曖昧なままである。

また法そのものが前提する価値としての異性愛規範などにより、非異性愛的なあり方が軽視されるとすれば、それらに対する差別の働きを緩めて行く必要が指摘され、その上で、「合理的配慮を「共生の技法」と捉え、現代社会におけるマイノリティ問題の新たな処方箋として普遍化していくことは可能か？」として、「宗教や宗教的信仰に基づくニーズ」、「妊娠中の女性（労働者）」、「性的マイノリティ」について、その問題の所在が挙げられた。

たとえば、学校における性的マイノリティへの配慮として、「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。標準より長い髪型を一定の範囲で認める。保健室・多目的トイレ等の利用を認める。職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。体育又は保健体育において別メニューを設定する。上半身が隠れる水着の着用を認める。（水泳の授業を）補習として別日に実施、又はレポート課題で代替する。（運動部については）自認する性別に係る活動への参加を認める。（修学旅行等では）一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす」などが挙げられた。

二名の報告の後、根村氏より、哲学・倫理学の立場からコメントがあった。

星加氏へは、「障害者への「合理的配慮」は、完全に各人の自己利益へと還元することはできないかもしれないが、少なくとも自己利益への配慮を出発点としうる（≡「情けは人のためならず」）という形で議論を展開したほうが、「かわいそうな人たちを助ける」といった、いわゆる「上から目線」ではなくアプローチできるのではないか」という指摘の上で、3点にわたり、質問があった。

「障害者に関する「合理的配慮」の提供のための「第三者による負担」を考えるにあたって、「自己利益を超える規範的正当化」の必要性を感じられた背景は？」、「今回の障害者をめぐる法制の改革に際して、当事者から、「障害あるアメリカ人法」の制定時のような声があがるようなことはなかったのか？」、「現在の＜生産第一主義的な＞教育・雇用の場に入ることが「できない」状態の人たちにとっての「差別解消」とはどのような状態なのか？」である。

星加氏からは、自己利益である程度は説明ができるし、保険の原理もまさにそういう側面があるが、異質な他者と出会うためには、自己利益のほかに公共財に関する議論も参考にすべきであろうこ

と、また合理的配慮という法的義務だけでは、ほんの一部のことしか救えないので、対話、他者のニーズを聴くという姿勢が重要であり、それを共有して、お互いでリーズナブルな形で解決できるか、いわば適用範囲が対話からひろがっていくという見通しをもちたいとのことだった。

飯野氏へは、LGBT への行政の取り組みという動きが障害者をめぐる法整備にあまり影響を与えなかったのはなぜなのか？という質問があり、第1に、差別禁止部会の議事録などでは、セクシュアリティの視点が欠如し、ジェンダーの視点、障害女性差別を入れることが優先されたこと、またセクシュアリティのニーズが、法律を通して解決するものとして認識されていない背景があるのではないかとリプライがあった。

さらに「現在の＜生産第一主義的な＞教育・雇用の場に入ることが「できない」状態の人たちにとっての「差別解消」とはどのような状態なのか？」というコメントには、合理的配慮は万能ではなく、ごくごく一部の問題しか解決できないが、差別禁止アプローチ以外の方法が模索されていく必要があるだろうこと、また合理的配慮は普遍的概念なので、障害者以外にも適用可能であり、イギリスの平等法のような、一括した差別禁止法が望ましいという点のリプライがあった。

また、さまざまな配慮がされることで、わかりやすいと対話が生まれず、逆にわかりにくいことで、対話が生まれるというありようも考慮に入れる必要があるという飯野氏のリプライは興味深いものだった。

合理的配慮は従来の異なった者を平等に処遇するというものと、異なったものを異なった形で処遇するというものとの差異を明確にして、人々の選択肢、アマルティア・センの概念で言えば、潜在能力をいかに発揮できる社会になるのかという点に関して、その第1歩になると考えて良いと思われる。

その後の議論においても、合理的配慮をめぐる現状や規範について活発な議論が行なわれた。まだまだ適切な取り扱いがなされているとは言えない「合理的配慮」の問題について、基本的な事項をおさえ、よりよき実現に向けて考えを深めるよい機会となった。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）



IGS セミナー

日本の国会議員アンケートから見た議員行動とジェンダー

〔東アジアにおけるジェンダーと政治研究プロジェクト⑤〕

【日時】2017年9月28日（木）18:00～20:30

【会場】本館 135 室

【司会】申 琪榮（IGS 准教授）

【報告】

建林正彦（京都大学）

「議員調査から見た女性議員の態度と行動」

濱本真輔（大阪大学）

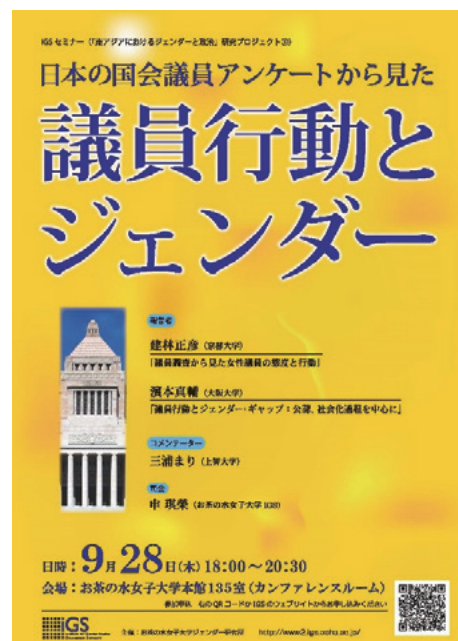
「議員行動とジェンダー・ギャップ：公認、社会化過程を中心に」

【コメンテーター】

三浦まり（上智大学）

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】39 名



【趣旨】

日本の国会議員を対象としたアンケート調査は、2000 年代以降少なからず増えてきた。国会議員アンケート調査は、議員行動を理解するために有効な資料であるが、これまでアンケート調査を分析して議員行動のジェンダー格差に注目した研究は少ない。今回は、GDRep（政治代表におけるジェンダーと多様性研究会）と、科学研究費「女性の政治参画：制度的・社会的要因のサーベイ分析」との共催で、議員行動や政党政治の研究が専門の建林正彦京都大学教授と濱本真輔大阪大学准教授をお招きし、議員アンケート調査結果から見えてきた日本の男女議員の違いや、その違いが政党政治にどのような意味を持つのかについて考えるセミナーを開催した。

【開催報告】

司会の申琪榮氏の趣旨説明に続き、第 1 報告者の建林正彦氏が「議員調査から見た女性議員の態度と行動」と題し、衆議院議員を対象とした早稲田／読売議員調査（2009 年 11 月）と全国都道府県議会議員調査（2010 年 2 月～3 月）の分析に基づく報告を行った。

建林氏によると、日本の議会では女性議員が少ないため性別の差を量るに足る十分なサンプル数がなく、加えて、男女差を説明する理論も乏しいため、分析に当たり、統計上有意味な差を見出しにくい、という困難な点があるという。そこで、建林氏は、上記の二つの調査において、同一の設問がなされていることに着目し、二つの調査結果を合算して分析することによって十分な数の男女議員サンプルを確保した。総計 1309 名（うち男性議員 1192 名、女性議員 117 名）の回答を得たのである。

これまでの事例研究では、女性議員は超党派的な政策関心を共有しており、それが立法活動につながったとされている。しかし、党派、当選回数、選挙区の特性など他の属性を考慮すると、どうなの

か。建林氏は、憲法改正、公共事業や福祉事業への予算配分比率、輸入自由化、小さい政府か大きな政府か、夫婦別姓の導入、外国人地方参政権の導入の6項目についての回答を分析した。その結果、所属政党をコントロールした場合でも、殆どのイシューについて性差が見られた。特に夫婦別姓の導入と外国人参政権の導入については、女性議員の賛成傾向が明らかなが、国会議員に比べ都道府県議員には、反対の傾向が強い。しかし建林氏によれば、政策指向に性差はあるものの、それは所属政党の政策指向と同じ方向であり、党派対立の方が性差より影響が大きいと結論付けた。

次に、濱本真輔氏が「議員行動とジェンダー・ギャップ：公認、社会化過程を中心に」というタイトルで、女性議員は男性議員と比べてどのような政策的な違いを持ち、政策形成過程にどれほどの影響力を持つのかについて報告した。女性議員が、女性市民が望むような政策的帰結に至っているのかを分析したものである。分析のデータは、京都大学・読売新聞共同議員調査（2016年）を用いた。公認過程において重要視された点と積極的に参加している政策関連部会における活動を分析した結果、1）選挙・日常活動においてジェンダー・ギャップがあるとは言えない、2）選挙制度改革、公募制の導入を経て、地域代表の側面は低下しており、性別の重要度についてはジェンダー・ギャップがある、3）政策活動については党派を踏まえた上でもジェンダー・ギャップがある、4）女性議員には、支持者・支持団体・事後調整指向のパターンがやや多い傾向が見られたと報告した。

これらの報告をうけて、コメンテーターの三浦まり氏は、女性議員といっても世代や政党別に違いがある点、特に同じ女性議員であっても野田聖子議員、蓮舫議員、小宮山洋子元議員の違いはとて大きいと指摘した。また、どのような質問をするかによって男女議員の違いが明確になる場合と、それほど差が見いだせない場合があるとも指摘した。また、代表性の議論についても、記述的な代表性議論のみならずより踏み込んだ議論が必要であるとした。

記録担当：申琪榮（IGS 准教授）

IGS セミナー（生殖領域シリーズ 2）

中東イスラーム諸国における不妊と生殖医療

エジプトとイランを例に

〔生殖医療で形成される多様な家族と当事者のウェルビーイングを考える研究会〕

【日時】2017年10月11日（水）18:30～20:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 408 室

【司会】仙波由加里（IGS 特任リサーチフェロー）

【報告】

細谷幸子（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所フェロー）

「イランにおける生殖補助医療をめぐる議論と実践」

鳥山純子（日本学術振興会特別研究員、桜美林大学特別研究員）

「生殖補助医療を求める女性たち：性、生殖、医療の交差点から見た現代カイロ」

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】20 名



【趣旨】

中東諸国でも、現在 22 か国で生殖医療を受けることができ、生殖補助技術の利用が広く支持されている。それは、イスラーム世界が子を産み育てることを宗教的な義務としているため、不妊が非常に深刻な問題ととらえられていることと関係している。そこで、イスラーム圏でフィールドワークを展開している研究者 2 人を招き、イスラーム諸国の不妊治療の現状や、不妊が女性たちに及ぼす影響を学ぶために、本セミナーを開催した。

【開催報告】

本セミナーでは、中東イスラーム諸国における不妊と生殖医療をテーマに「科学研究費 A イスラーム・ジェンダー学の構築のための基礎的総合研究」のプロジェクトメンバーである、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の細谷幸子氏と、日本学術振興会特別研究員の鳥山純子氏の二人に、それぞれイラン・イスラーム共和国（イラン）とエジプトの事例について報告してもらった。中東イスラーム諸国でも、不妊は男女を問わず深刻な問題であり、不妊治療は不妊カップルの希望の医療として、急速に普及してきている。イスラームはスンナ派とシーア派の二つに大きく分けることができるが、スンナ派ムスリムが多数を占める国では、文化的、宗教的理由から、提供精子・提供卵子・胚提供・代理出産など第三者のかかわる生殖医療を禁止している。一方、シーア派は、生殖医療に寛容の傾向がある。そこで、シーアを国教とするイランの事例について細谷氏にご報告いただき、スンナを国教とするエジプトの事例について鳥山氏にご報告いただいた。



シーア派が多数を占めるイランでは、2003 年に成立した「不妊夫婦に対する胚提供の方法に関する法」を軸に、第三者がかかわる生殖医療を合法化する方針がとられてきた。イランは 2011 年に合計特殊出生率が 1.6 で、2012 年からの多産を奨励する政策のもと、生殖医療も推進され、2016 年からは生殖補助医療を国立病院で受けた場合、85%も公的負担されている。また、イランでは結婚し、子を産み育てることが宗教的な義務である。Kazen らの報告ではイランの 2 割強の既婚女性が一人目不妊の経験があると

推測され、不妊の場合、女性は非難を受けやすい。重婚が認められているイランでは、子どもができれば、妻は夫が別の女性と結婚するかもしれないことを心配し、不妊を理由に離婚されることもある。

第三者から提供された精子・卵子の利用については、スンナ派では姦通罪に当たるとしているが、シーア派のイスラーム法学者（アーヤトッラー）の最高指導者、ハーメネイー師は、これを合法化した。ハーメネイー師のファトアー（教令）によれば、精子や卵子の提供は、性交渉という身体的な行為が介在せず、（男女間に不法の）接触と視線がなければ姦通にはならないと解釈しているからである。しかし、第三者からの提供に抵抗を持つカップルは、提供卵子を使う場合、男性には重婚が認められているので、夫が卵子ドナーと性交渉を伴わない一時婚契約を結び、卵子提供を受ける場合もある。精子提供については、さらに手続きは複雑で、一度夫婦は離婚し、3 か月の待婚期間を経て、妻が精子提供者と性交渉のない一時婚契約を交わし、提供された精子と女性の卵子で胚を作って、一時婚を解消して、待婚期間を経て元の夫と再婚する。しかし受精卵の授受については、養子と同様にみなされるため、複雑な手続きはなく、提供精子や提供卵子よりも受け入れやすいと考える者もいる。

このように、イランでは第三者から提供された精子・卵子の使用については容認されているが、子の出生後もドナーの匿名性が貫かれる。いずれにしても、イランではイスラーム法の概念を使って議論がなされているが、現代的な状況にあうファトアーを引き出す努力がなされている点が興味深い。



スンナが多勢を占めるエジプトも、子どもを持つことを重視する社会であり、2017 年 7 月現在、世界 15 位の人口を有し、合計特殊出生率も 3.33 である。また若年結婚が多く、20 代既婚女性の 94.1%に出産経験があり、子どもの有無によって女性の価値が変わる社会といえる。そのため、近年、エジプト都市部では、将来的な妊娠・出産を意識して、未婚の女性が産婦人科に通院することが流行しているという。未婚女性は産婦人科で検査を受けるのみならず、卵管の通りをよくするために、妊娠準備として卵管の通気・通水検査を受ける女性も少なくない。当然、エジプトでも不妊は深刻な問題であり、子どもができない場合には、子を授かるためのさまざまな方法が実践される。その中には夫を性交に誘うテクニックから、妊娠し

やすい食事や精力増強のための食べ物やサプリメントの情報入手、そして医療機関での相談や投薬相談など（特に薬局がその役割の多くを担っている）、さまざまな方法がある。また、エジプトでは「ムシャハラ」（目には見えないつきもの）が付くと、不妊になると信じられている。不妊の女性と接触したり、妬みを持つ女に接触した場合に、ムシャハラがつき、能力の劣っている女性がムシャハラに憑りつかれやすいと信じられているため、ムシャハラを避けるために、不妊女性は忌み嫌われる傾向がある。

エジプトでも生殖医療は重要な役目を果たしているが、第三者のかかわる生殖医療は実施されていない。しかしそれはスンナ派の最高指導者アズハルが出しているファトワで禁止されているからというよりも、産婦人科学会によるガイドラインで禁止しているために実施されないという考え方が有力である。また、近年、エジプトでは出産・育児を商品化する傾向があり、不妊治療でお金をかけて授かった子のほうが価値があるという考え方が広まっている。そして、その子を私立の学校に入れて、学力の優れた子に育てることで、母親の価値がさらに増すと考えられている。このような社会の中で、女性のステータスを維持するために、不妊治療が重要な役割を果たしている。



日本でイスラーム諸国の生殖医療の状況について知る機会は多くなく、子を持つことを当然とするイスラーム社会であっても、スンナ派とシーア派によって、生殖医療の受け入れ方に違いがみられる点は面白い。また、日本や欧米諸国よりも、子どもができないことが特に女性の価値をも左右する文化ではあるが、もし男性不妊の場合には、どのような対応がとられるのかが気になった。

記録担当：仙波由加里（IGS 特任リサーチフェロー）

IGS セミナー

ヨーロッパにおける家庭科教育の現状

【日時】2017 年 12 月 2 日（土）15:00～17:00

【会場】人間文化創成科学研究科棟 408 室

【司会】佐野潤子（IGS 特任リサーチフェロー）

【ゲストスピーカー】

表真美（京都女子大学教授）

【コメンテーター】

牧野カツコ（宇都宮共和大学特任教授）

【主催】ジェンダー研究所、「家族とキャリアを考える会」

【参加者数】17 名



【趣旨】

ヨーロッパでは、日本同様、教育を取り巻く社会状況の大きな変化に伴い、格差是正や学力・国際競争力の向上をめざした教育改革が行われてきた。その中で、アイルランド、英国、フィンランド、ドイツなどの国々においては、中等教育の必修教科として「家庭科」が設置されている。ヨーロッパにおける家庭科教育の、国（州）の教育制度における位置づけや授業の実際について、昨年から今年にかけて現地調査を行った結果を報告する。

【開催報告】

本セミナーでは、最初に、ヨーロッパ各国で家庭科教育の現地調査を実施している表真美氏（京都女子大学教授）が、自身が撮影した豊富な写真や資料をスライドで紹介しながら、各国の家庭科教育の現状を報告した。



アメリカをはじめとする多くの国が、家庭科（Home Economics）の名称を、「Family Science」などに変える中、アイルランド共和国では、「Home Economics」の名称を維持し、国の統一カリキュラムとしている。中等教育の最終学年で実施される国内統一試験でも、家庭科は試験教科に含まれ、家庭科教育は盛んである。表氏のスライドからは、実習の授業に真剣に取り組む生徒と教員の姿がうかがえた。

英国・北アイルランドでも、家庭科は、7～9年生の男女ともに必修科目として教えられている。中等教育の修了資格試験の教科として、家庭科は、筆記試験並びに実技試験が課されている。職業教育のための選択科目とし

て採用している学校もある。表氏のスライドからは、アイルランド共和国と同様に、生徒たちが真剣に実習している姿が伝わってきた。

ドイツでは、1990年代までは多くの州で、「手芸」「家庭科」「被服製作」という教科が設置されていたが、男女別の教育を改める過程で、「手芸」が廃止され、「消費者教育」などに名称変更されている。現在は僅かな州でのみ、「家庭科」あるいは「被服製作」が教科として位置づけられている。

フィンランドでは、家庭科は、7年生は必修課程、8・9年生では選択科目として位置付けられている。初等教育、中等教育ともに、食教育を中心に組み立てられているのが特徴である。先生へのインタビューの中で、家庭科を教える理由として、「年齢の低い子どもも家事や食生活に興味を持っており、この興味が家事への参加を促し、年齢が上がっても家事に熱心になることにつながる」という話があった。ここから、家庭科教育の意義に改めて気づかされた。



表氏の報告を受けて、牧野カツコ氏（宇都宮共和大学特任教授）が、諸外国の家政学と家庭科教育の歴史と現状を概観した。アメリカではすでに家政学という名称がなくなり、学校教育における家庭科教育は多様化しているため、家庭科教育が現在どう位置づけられるかを見定めるのは非常に難しいが、家庭科教育が大事にされれば国が変わるのではないか、との考えが述べられた。アメリカをはじめ、家庭科教育が消えていく流れがある中で、逆に日本では家庭科を共学で学ぶことになった。共学で家庭科を学ぶことが「育メン」を増やすなどのエビデンスが出るのはこれからだろう。日本が家庭科教育を必修教科としたことが、子育てをはじめ、社会にどのような影響を及ぼしていくかは、世界的に注目されている。

質疑応答では、家庭科教育に関わる方を始め、たくさんの方々から質問や意見が出て、家庭科教育の可能性と重要性を改めて認識したセミナーであった。

記録担当：佐野潤子（IGS 特任リサーチフェロー）



IGS セミナー

日本における男らしさの表象

【日時】2017 年 12 月 18 日（月）15:00～17:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【講師】

渡辺浩（東京大学名誉教授）

「どんな「男」になるべきか：徳川・明治日本の「男性」理想像」

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】46 名



【趣旨】

人には人としての道があり、男女にもそれぞれの役割があるのだ、といった性別役割分業の考えはいまだ根強い。しかしそこで主張されている男らしさや女らしさの内容は時代とともに、また論者によっても大きく異なる。日本において男らしさとは、これまでどのように表象されてきたのか。本セミナーでは、日本政治思想史の専門家による講義を基に、徳川時代から明治にかけての「男らしさ」について考えたい。

【開催報告】

2017 年 12 月 18 日、日本政治思想史が専門の渡辺浩氏（東京大学名誉教授）をお招きして、徳川時代から明治にかけての「男らしさ」について考えるセミナー「日本における男らしさの表象」を開催した。

当日の報告は「どんな「男」になるべきか：徳川・明治日本の「男性」理想像」と題して行われた。まず徳川体制下における「男」をめぐる問題がとりあげられ、男道に象徴される男同士の関係を重視する態度は、体制のあり方と当時の性に関する秩序を規定していたとされる。井原西鶴『男色大鑑』や山本常朝『葉隠』などのテキスト解釈から、「衆道」や「兄弟の契り」「念友」という言葉に象徴される男色が世に蔓延る女色に対して価値あるものとされていた。

こうした理想像は、吉原での武士への低評価や武士の妻になることへの嫌悪へとつながり、粹や物のあはれを理解しうる新たな男性理想像が生まれ出てくる。この理想像の変化に武士による体制維持の衰弱が看取れるというのは興味深い指摘である。

もちろん武士の方でも、君子や義士といったあるべき徳目を具現化しようと、その地位の挽回を目指そうとするが、新撰組のように、武士ではないものに武士的なもの（とりわけ剣術の巧みさ）を奪還され、いよいよその地位は凋落した。

そして迎えたのが維新革命であり、そこで語られた英雄や豪傑といったものに重ねられたイメージは、徳川中期以降に流行する三国志や水滸伝における英雄や志士だった。それは徳川時代においては滝沢馬琴『南総里見八犬伝』など、明治以降は兆民の『三酔人経綸問答』などにも反映され、各地の祭りでも英雄らのイメージが援用された。

文明開化以降に現れてくる新たな男性理想像は、「ミガラアリ、礼アリ、徳アル人、英語ノgentleman ニアテタ語」である紳士であり、『三酔人経綸問答』に豪傑君と並んで出てくる紳士君であった。

そして明治の後半には、藤村操や石川啄木に典型的な煩悶青年が現われる。そこに現れてきたのはアイデンティティが揺らいだ近代社会において、自己のアイデンティティを探求し悩む青年であり、同世代の女性にも、「新しい女」として、平塚らいてうなどが現われてくる。講演は徳川時代に始まり、この明治後半で締め括られた。

質疑応答においては、徳川時代における、あるべき男をめぐる多様な議論や、当時の独自の風俗習慣などにも及び、活発な議論が行なわれた。

ジェンダー研究所では、男の表象そのものに焦点を合わせたイベントが最近はなかったこともあり、また日本政治思想史における男の理想像という人々が抱いた意識が政治秩序へ、どのように関わり、また展開したのかということについて刺激的な知見を得たセミナーとなった。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）

IGS セミナー 北欧の幼児教育から日本を考える 政治や制度が子どもに及ぼす影響について

【日時】2018 年 1 月 17 日（水）15:00～17:00

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】佐野潤子（IGS 特任リサーチフェロー）

【ゲストスピーカー】

下重喜代（サステナブル・アカデミー・ジャパン代表）

【コメンテーター】

篠塚英子（お茶の水女子大学名誉教授）

【主催】ジェンダー研究所、「家族とキャリアを考える会」

【参加者数】61 名



【趣旨】

「自然は私たちが生きるための前提条件です。野外での楽しい遊びを通して、心身を育て五感を鍛えながら自然の仕組み（エコロジー）を学ぶことで、子どもの『生きる力』や脳の発達をも促進します。北欧では、持続可能な社会の担い手、民主主義の担い手の育成に必要なプログラムとして、野外活動が就学前教育に導入されています。」（サステナブル・アカデミー・ジャパンホームページより <https://www.susaca.org/>）

サステナブル・アカデミー・ジャパンという環境教育 NGO 組織の代表をしている下重喜代氏の幅広い活動の中から、今回のセミナーでは長年、北欧の幼児教育の現場を視察してきた最新の情報を提供していただき、日本での現状を考えるヒントとする。下重氏の報告を受けて、篠塚英子氏からは、現在の安倍政権下で行われている女性の働き方や保育問題からみた日本の幼児教育の在り方などをコメントしていただき、参加者と議論を重ねる。

【開催報告】

2018 年 1 月 17 日（水）、お茶の水女子大学にて、IGS セミナー「北欧の幼児教育から日本を考える：政治や制度が子どもに及ぼす影響について」が開催された。ゲストスピーカーに環境教育 NGO「サステナブル・アカデミー・ジャパン」代表の下重喜代氏、コメンテーターに本学名誉教授で経済学を専門とされる篠塚英子氏を迎え、北欧の幼児教育の実践例をヒントに、日本の幼児教育について議論した。

まず、下重氏からスウェーデン、フィンランド、デンマークの幼児教育と子育て支援について報告があった。現地の視察で下重氏が撮った 130 枚を超える写真は、緑深い森の中で元気に遊ぶ子どもたちの姿が大変印象的であった。



スウェーデンでは、1975年に幼稚園と保育園が一元化され、1998年から就学前教育の教育基本指針がナショナルカリキュラムによって明示されている。まず、幼児たちには、五つの平等（男女、民族、宗教、機能の遅れ、性的傾向）について教える。そして、今日は何をして遊ぶかを子ども同士で話し合っ決めて通じて、民主主義的な価値観が育まれている。難民の子どもも、スウェーデンの子どもとして、人権を尊重して大切に育てられている。保育教師や保育士は、給与などの待遇も良く、研修や勉強会に参加する機会に恵まれており、市民からも尊敬されている。

フィンランドは、2020年までに世界で最も優れた教育の国となることを目指し、特に幼児教育を重視している。小学校では、国連が推進する「持続可能な開発目標」のポスターが掲示され、ジェンダー平等や環境保護などについての教育が実施されている。

デンマークも、自然に囲まれた教育を行っており、雨の日も外遊びや、散歩に行く様子のスライドがたくさん紹介された。また、アートと教育の融合にも力を入れていた。

最後に、下重氏は「Starting Strong」という幼児教育のスローガンを掲げ、人生のスタートを力強く支援し人材を育てる北欧の国々のように、日本でも、人生の初めに公的資金を投入して、将来の人材をつくるべきではないか、と提言した。

以上の報告を受け、コメンテーターの篠塚氏は、北欧の国が主導している幼児教育は認知能力のみならず、非認知能力を伸ばしていることに着目し、特にスウェーデンの五つの平等の教育は素晴らしいと評価した。現在の日本社会の重要課題である「働き方改革」の実現には、幼児期からの価値観の教育が効果的と考えられる。「幼児教育の適否が社会経済の在り方を規定する力をもつ」という認識を、国民全員が持つべきであると述べた。

これに続く質疑応答では、多くの質問、意見が寄せられた。今後の関連テーマでのセミナー開催の要望の声もあり、北欧の0歳児保育について、我が国の明治期の幼稚園の貢献、幼児教育や保育の制度設計を土台にどのような社会経済の政策制度設計が望ましいか、といった候補テーマも挙げられるほどの関心の高さであった。



記録担当：佐野潤子（IGS 特任リサーチフェロー）



IGS セミナー（特別招聘教授プロジェクト）

Are Market Conditions Better in Achieving Gender Equality than Politics?

Abe's 'Womenomics' and Beyond

（経済効果は政策よりもジェンダー平等達成に有効か？安倍政権の「ウーマノミクス」以降）

【日時】2018年2月9日（金）14:00～15:30

【会場】本館 127 号室

【講師】アネッテ・シャート＝ザイフェルト（IGS 特別招聘教授／
ハインリッヒ・ハイネ大学デュッセルドルフ教授）

【主催】ジェンダー研究所

【言語】英語

【参加人数】14 名

【趣旨】

安倍政権は、2013 年、女性の雇用促進とエンパワメントを目指した改革計画に着手した。「ウーマノミクス」という目新しい名前で呼ばれた政策は、政権の経済成長戦略の頼みの綱でもあった。この新しいジェンダー政策の立案が、様々な国際経済機関からの勧告の影響によるものであったことは明らかである。世界経済フォーラム、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）やゴールドマン・サックス証券は、日本の公共機関および民間企業に、高齢化社会に対応できる経済的組織体となるための構造改革をするよう呼び掛けている。本セミナーは、なぜ女性のエンパワメントが経済発展につながるのか、そして、経済効果は政策よりも効果的なジェンダー平等達成のためのインセンティブとなり得るのかを検証する。

【開催報告】

2013 年 9 月、安倍首相は国連総会の場において、日本は「女性が輝く社会」実現を目指した構造改革を推進することを宣言した。これは、アベノミクスと呼ばれる政権の経済政策の一環としての「ウーマノミクス」である。過去の政策や発言から、フェミニストではないことが明らかな安倍氏が、選択の余地なくこうした政策をとるに至った背景には、金融やビジネス関連の国際機関が主導する、経済成長のための女性活躍推進というグローバルな動きがある。より直接的には、ゴールドマン・サックス証券が発表した、日本への投資戦略に関する文書に依拠している。

社会政策分析のようにみえる文書ではあるが、目的は投資家のためのビジネスパートナー提案である。そして、ジェンダー・ギャップ指数 114 位という日本の現状のままでは、投資家にとって魅力的とは言えないことが示されてもいる。また、その分析は完全に米国金融界視点のものであり、日本の社会文化的状況を十分に踏まえているとは言い難い。しかし、これが、現在の女性活躍推進政策の下敷きになっているのである。



1980年代以降の統計を見ると、総体的な傾向として、女性の労働力活用が進んできていることがわかる。結婚または出産をきっかけに離職する女性は明らかに減少してきている。とはいえ、同年齢でも、未婚女性の就職率は男性並みに高いが、既婚女性は極端に低くなるという状態は続いている。長期的な景気低迷を背景に、男女を合わせた就職率は下がっている。しかし、この男女別数値をみると、女性は横ばいだが男性は下降している。また、非正規雇用の比率は、女性の非正規雇用率は男性よりも極端に高いままではあるが、男女ともに上昇してきている。このような就労状況の推移には、産業構造の変化も影響している。女性労働者が50%以上を占める業種は、医療・介護、ホテル・飲食店、家事代行業、娯楽、教育、金融業であり、これらのサービス産業はいずれも成長産業である。製造業からサービス業に産業構造が変化する中で、女性の労働力に対するニーズは高まっている。



個別の実施政策の内容は、どういう世帯モデルを目標とするかで変わってくるが、その収入とケアの形態により、1) 男性稼ぎ手モデル、2) 共稼ぎワーク・ライフ・バランスモデル、3) サービス市場誘導モデルの3つのモデルが考えられる。日本において長く標準と見なされてきた1) 男性稼ぎ手モデルは既に減少傾向にあるが、社会規範としてこれに執着する傾向があり、急速な変化は目指されていない。積極的な対策として、北欧諸国が取り入れている2) ワーク・ライフ・バランスモデルを目指した、男女共同参画基本法制定や、公的な育児支援サービスの拡充政策がすすめられてはいるが、制度の整備が不十分で、政策効果が期待したようには上がって来ていない。そこで提案されているのが、3) サービス市場誘導モデルである。これは、家事、育児、ケアに民間のサービスを活用するという考え方である。アメリカでは安価なアウトソースサービスの存在がこれを可能にしている。ゴールドマン・サックスの文書には、育児サービスは民営化される必要があるとある。安倍政権が、家事分野での外国人労働者の受け入れを「国家戦略特区」としたのは、これがマジック・ソリューションになると考えられているからである。

明らかなのは、安倍政権が進めるウーマノミクスは成長戦略であり、持続性戦略ではないということである。民間サービスの活用は、国家予算の圧迫を軽減するかもしれないが、国家予算の赤字そのものの縮小はもたらさない。また、伝統的なジェンダー分業が基本とされている点は従来と変わりはない。これからの日本がどのような社会を目指すべきかという、より良い社会づくりのための将来像は、そこには存在していない。

このように、講義では、日本の女性活躍推進の政策は、持続的な男女平等社会の実現を目指すというよりも、不足している労働力を女性で補填して済ませようとしているだけであることが、鋭く指摘された。続く討論では、家事労働や育児支援制度の日独比較、旧東西ドイツ比較から、それぞれの類似性と

差異が挙げられた。旧共産圏の育児支援などの制度は、男女の別なく労働力を動員する目的で整備されたものであるが、各職場に保育所があるなど、現在の日本の育児支援政策に求められている充実度が達成されている。「どのような社会を目指すのか」という問いの奥深さを考えさせられるセミナーであった。

記録担当：吉原公美（IGS 特任リサーチフェロー）



IGS セミナー

性と『ほんとうの私』

ナラティヴとしての生物学的本質主義

【日時】2017 年 2 月 28 日（水）15:00～17:30

【会場】人間文化創成科学研究科棟 604 室

【司会】板井広明（IGS 特任講師）

【講師】

筒井晴香

（東京大学大学院医学系研究科医療倫理学分野特任研究員）

「性と『ほんとうの私』：ナラティヴとしての生物学的本質主義」

【主催】ジェンダー研究所

【参加者数】42 名

【趣旨】

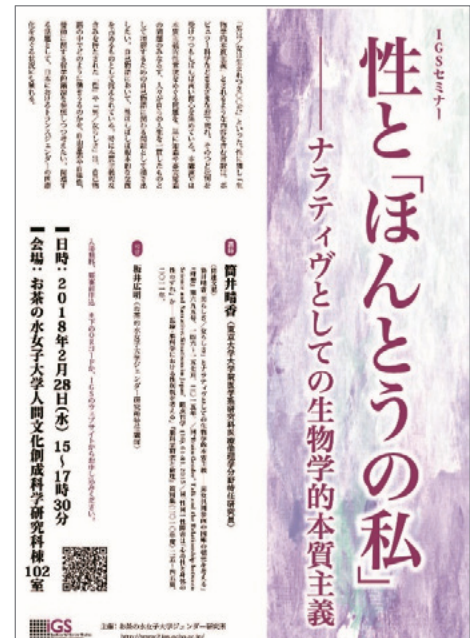
「男は／女は生まれつき〇〇だ」といった、性に関し「生物学的本質主義」とされるような内容を含む言説は、ポピュラー科学などさまざまな形で現れ、そのつど批判を受けつつもしばしば高い関心を集めている。本セミナーでは本質主義的性言説をめぐる問題を、単に知識や事実認識の問題のみならず、人々が自らの人生を一貫したものとして理解するための自己物語に関わる問題として描き出したい。自己物語において、性はしばしば根本的な位置を占めるものとして捉えられている。特に本質主義的な含みを持たされた「性」や「男／女らしさ」は、自己物語の中でどのように働きうるのかを、自由意志や自律性、情動に関する哲学的議論を参照しつつ考えたい。関連する話題として、日本におけるトランスジェンダーの医療化をめぐる状況にも触れる。

【開催報告】

2018 年 2 月 28 日、筒井晴香氏（東京大学大学院医学系研究科医療倫理学分野特任研究員）を招いて、IGS セミナー「性と「ほんとうの私」：ナラティヴとしての生物学的本質主義」を開催した。

司会を板井広明（お茶の水女子大学 IGS）が務め、企画趣旨として、「男は／女は生まれつき〇〇だ」といった、性に関する「生物学的本質主義」の言説が、ポピュラー科学などさまざまな形で現れ、そのつど批判を受けつつもしばしば高い関心を集めてきたことをテーマとした。

まず「脳や認知・能力の性差に関する通俗的言説の問題点」として、性差が生物学な、脳の差異によって、男女の認知や能力の違いが説明される俗説に対して、男女での身長差といった統計的に優位な差が具体的な社会状況において、どのような意味で違いを生むのかはいまだよくわかっていないため、拙速であると指摘があった。また脳梁の性差が男女の性差に繋がるという議論については、脳梁の性差自体に否定的な議論があることも紹介された。



そもそも脳は環境や経験により変化するという可塑性が認められているため、差の要因は生得的なものに還元できないし、『女性より数学が不得意』というステレオタイプの共通認識自体が数学の成績の男女差に影響』するという心理的效果も見られる。

脳の性差については、元論文の内容がプレスリリース→個人ブログ→ネット上のコメントと情報伝達される中で、「男女の脳にはそれぞれ適性のある能力が「組み込まれている」といった差の生得性に関する内容が付け加えられ、元の研究がそれらのことを証明したかのように語られていく」といったメディア分析も示された。

このように「生物学的本質」の枠組みには、①認識主観の活動に先立ち、対象それ自身に帰属する属性である、②対象をそのものたらしめるという特権的な価値をもつ属性であるという二重の意味での本質概念が据えられているという。当人の自律的で再帰的な自己認識に対して、当人の属性の生物学的な本質から、当人のあり方を決めつけられることへの苛立ちがあるのではないかと指摘があった。

しかし一方で、「脳が疲れた」といった表現に現れているように、日常生活での自己語りが医学—生物学的概念を流用したものになっていることに注意が促された。これは生物学的な科学的説明ではなく、物語的説明として捉え返すことで、常には理性的に振舞えない人間がそうした現実を受容するための方便になっているのではないかという。

さらにトランスジェンダーや性別違和についても言及があり、医療化現象との関連が指摘されたあと、いわゆる「心の性」とは何なのかが問われた。それは上でいう自己や他者についての物語と捉えていくことで、当事者の切迫した苦痛や動機の把握に繋がる反面、性の揺らぎや変化を考慮しない点で問題があるとも言える。

その上で、「生物学的本質」に訴えた自己物語は「自己コントロールの困難さに折り合いをつける」意義があるものの、生物学的本質に立つことの問題は残り続けるので、「浦河べてるの家」で実践されている、当事者が自ら病名をつける「自己病名」に一つの可能性があるという。

このような実践において、関係的自律性という概念を通して考えることの有意義さとして、内的な自己統御という場面だけでなく、外的な自己決定の条件と自己権威化を考えることの重要性が指摘された。自己病名はいわば自己権威化の側面であり、「専門知の借用とそこから意味をずらし、共同的な探求による物語の相互承認」といった特徴により、人が自ら自己について探求し、自己物語を語る権威を担保している」ことは、クィアなジェンダー表現（病気ではなく、生き方として）にも同様の可能性を提供するだろうとのことだった。

講演の後の質疑応答では、現実の性的マイノリティのアイデンティティ戦略や、生物学的本質が社会的構築物であることの内実などについて、議論が行なわれた。生物学的本質主義に基づく議論を丁寧に腑分けして、その上で、よりよき認識へと至る道筋が示された有意義なセミナーだった。

記録担当：板井広明（IGS 特任講師）



▶ 2017 年度共催イベント

日本フェミニスト経済学会 2017 年度大会

共通論題

アベノミクスのジェンダー分析

税財政・金融緩和・雇用・「外国人」人材」からみる

【日時】2017 年 7 月 8 日（土）10:00～18:15

【会場】共通講義棟 2 号館

【共通論題座長】足立真理子（IGS 教授）

【報告者】

大沢真理（東京大学）

三山雅子（同志社大学）

定松文（恵泉女学園大学）

【コメンテーター】

伊田久美子（大阪府立大学）

金井郁（埼玉大学）

【総司会】

斎藤悦子（お茶の水女子大学）、藤原千沙（法政大学）

【主催】日本フェミニスト経済学会

【共催】ジェンダー研究所

【後援】大阪府立大学女性学研究センター

【趣旨】

グローバル金融危機以降の 2012 年末に成立した安倍政権による経済政策、アベノミクスの経済政策の目標は、ほぼ 20 年間にわたる日本の経済的停滞を解決するための根本的解決策として、デフレからの解消と緩やかなインフレ経済への転換と好循環を構築することだとされている。

その政策は、第 1 に金融緩和、第 2 に機動的財政出動、第 3 に成長戦略であり、成長戦略の柱として「女性活用」と「地域再生」があげられている。したがって、通常、ジェンダー分析としては成長戦略への女性の動員に関する分析が中心となる。

しかし、本年の共通論題シンポジウムでは、税・財政、金融緩和・金融化、雇用・働き方改革、そして、同時に提出された国家戦略特区における「外国人家事支援人材」という観点を多面的に取り上げることにより、アベノミクスに対する総合的なジェンダー分析をおこなうものとする。



▶ 2017 年度後援シンポジウム

第 20 回全国シェルターシンポジウム No More Violence(ノーモア暴力) ～DV・性被害・差別・貧困の根絶～

【日時】2017 年 9 月 30 日(土) 10 月 1 日(日)

【会場】文京シビックホールほか

【プログラム】

《1 日目》

- ・基調講演オルガ・トゥルヒーヨ(米国弁護士、コンサルタント)

「乗り越える力：当事者からみた暴力の影響とトラウマ」

- ・シンポジウム「ノーモア暴力：私たちにできること」

進行：戒能民江(お茶の水女子大学名誉教授)

登壇者：山本潤(SANE・性暴力被害者支援看護師)、

加藤治子(産婦人科医、性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表)、

松本周子(全国婦人相談員連絡協議会会長)、打越さく良(弁護士)

- ・交流会

《2 日目》

- ・議員フォーラム「あらゆる暴力根絶に向けて」

司会：佐藤香

進行：遠藤智子((一社)社会的包摂サポートセンター事務局長)

登壇者：戒能民江(お茶の水女子大学名誉教授)、島岡まな(大阪大学大学院高等司法研究科教授)

石井みどり(参議院議員)、池内さおり(衆議院議員)、福島みずほ(参議院議員)

宮沢由佳(参議院議員)、山本香苗(参議院議員)、近藤恵子

- ・分科会 A

- ・分科会 B

- ・閉会セレモニー 大会アピール文採択

【主催】NPO 法人全国女性シェルターネット、第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京実行委員会

【後援】内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、お茶の水女子大学ジェンダー研究所、国連ウィメン日本協会東京、(一社)社会的包摂サポートセンター、タイ王国大使館、(公社)東京社会福祉士会、(副)東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、JAWW(日本女性監視機構)、日本弁護士連合会、UN Women 日本事務所、(一社)若草プロジェクト、葛飾区、清瀬市、国分寺市、世田谷区、調布市、豊島区、八王子市、日野市、文京区、港区

【助成】きんとう基金、日本財団、フィリップモリスジャパン合同会社

平成 29 年度東京ウィメンズプラザ DV 防止等民間活動助成対象事業



高校生による国連 SDGs 達成のための世界におけるジェンダー啓発イベント What is GENDER?

—未来を作るのは私たち—

【日時】2017 年 12 月 17 日（日）12:15～16:25

【会場】お茶の水女子大学講堂

【プログラム】

- ・映画『GIRL RISING：私が決める、私の未来』上映
- ・ミニトーク
- ・LGBT 問題解決のためのワークショップ
- ・フェアトレード & オリジナルエシカル商品の販売

【主催】

お茶の水女子大学附属高等学校 SGH（スーパーグローバルハイ
スクール）2 年 総合的な学習の時間：持続可能な社会の探究 1
「国際協力とジェンダー」

【後援】

ジェンダー研究所、外務省、法務省、東京証券取引所、
株式会社みずほフィナンシャルグループ、
認定 NPO 法人国連ウィメン日本協会、
認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク

